

## 第5回 多様な学び実践研究フォーラム

### シンポジウム「民間と自治体との連携・協働による“多様な学び場”づくり」

男性 1：後半シンポジウム、「民間と自治体との連携・協働による“多様な学び場”づくり」始めたいと思います。

進行のほうを荒牧重人さんをお願い致します。よろしくお願い致します。

荒牧：みなさん、こんにちは。休憩できましたでしょうか？ ちょっと心配でありますけれども、時間の関係で12ページからのシンポジウム「民間と自治体との連携・協働による“多様な学び場”づくり」を始めたいと思います。

先程のところ、まさしくこの当日資料の2ページの奥地さんの挨拶のところにありますように、学ぶ権利の保障には多様さこそ大切だということを、改めて実感をしたようなシンポジウムだったと思います。

12ページのところに、今回のシンポジウムの主旨があります。普通教育機会確保法の成立。これは新たなステージになったというふうに考えていいと思いますけれども、この多様な学びの現場・当事者団体は、今日これからのシンポジウムで何度も強調しますけれども、これまでの取り組みを基に、今後どのような多様な学び場づくりに取り組むべきかということについて、今回はこの法律を具体化するうえでの自治体との連携といますけど、自治体の場での取り組みっていうのが非常に重要になってくるということでもあります。

ただ、自治体と行政と民間の連携共同というのをいわない自治体はありません。ということは、当然どういうふうな視点、どういうふうに具体的に連携をするかということが重要になりまして、連携が重要だぞということを、ここで強調するシンポジウムではなくって。具体的にどのような視点や、方法によってこの連携・協働を進めてるかっていうことを、お手元にあります、四（よん）方の実践に基づいて議論をしていきたいと思えます。

スケジュールにつきましては、12ページにありますとおりに進めていきたいと思っております。ですので、本当はそれぞれのみなさんに1時間ぐらいは、ちゃんと保障しないと、取り組みの全容が分からないと思えますけれども、今日の当日資料や、お手元のパンフレット等を参考にしながら、聞いていただければというふうに思えます。

これを越えたらマイクが切れるというふうになっておりますので（会場笑）。報告が終わったあとに少し休憩。休憩の間にお手元にあります、この封筒の中に入っている質問紙、意見のカードのほうを回収いたしますので、話を聞いていてこういう質問というのがありましたら、出していただければと思えます。

もちろん、全部回答するという時間的余裕はありませんので、今後の取り組みの参考にさせてもらうという意味でも、ぜひ、みなさん質問やご意見をいただければというふうに思います。

それでは、さっそくでありますけれども、今回のこのシンポジウムに関わりまして、問題提起を喜多明人さんをお願いしたいと思います。お願いします。

喜多：それではどうも。再び喜多でございます。この全体の公民連携のシンポジウムの企画担当として準備させていただきました。

お忙しい方々は日程を調整するために、今日の日になったのは、このシンポを成立させるためにこの日程になったというふうに言っても過言ではありません。

ちょっと時間の配分が少なくなりまして、非常に報告者の方々には、窮屈な思いをさせて恐縮ですけれども。あとは、この後懇親会に来ていただきますので、みなさんで聞き足りないことは懇親会で聞き出していただければと思います。すみません。

私は問題提起ということで、このシンポでどういう問題をセットして、私たちが見ながら議論していったらいいのか、その論点というか、問題提起的なものを少し15分で話をするようになります。

私がお話したい論点は大きくいうと2つあります。今、荒牧さんが、この連携・協働によって、どのように多様な学びの場を作っていくのかという、そういう方法論が重要だということが、一つ大きな論点だということを、今お話しになりましたが、実は私はもう一つあると思ってまして、それは「なんのために？」ということです。

連携・協働。特に多様な学び場づくりで公民の連携・協働を進めていくとは、いったいなんのためになのかというところを、その目的とか質、そういう部分を一つ論点として押さえないこと。

そして2つ目は、それをどのように実現していくかという、方向の視点。そういうふうな2つの論点で、私なりの問題提起をさせていただいて、今後の報告者の方々の話を深めていただければというふうに思っています。

「なんのために？」っていうところで、私は非常にこの教育機会確保法が成立して、その後非常に大きなショックを受けたのは、2016年12月7日に成立した後に、直後の12月24日に早稲田大学で前川喜平、当時は現職の事務次官に登場いただいて、この教育機会確保法を成立させていく事務方のトップが、どういう思いで作ってきたかということをお話されていました。

そこで販売されてると思うのですが、その話の中身は全て教育機会確保法の誕生という本で、そこにそのときの講演が正確に記録されていますので、後で参考いただきたいんですが、一番ポイントだと思われるところを資料でみなさんに、15ページ、資料1のAというところに、そのポイントになるところが入っています。

これは、さっと早口ですけど読ませていただきます。「等しく教育を受ける権利を有

することで、教育の機会が同じように保障されなければならないという意味だと思います。」憲法 26 条の第一項ですね。(以下もカッコ内読み上げ)

「一人一人に応じた、最も適切な教育の機会を同じように保障することが大事だと思います。第二項が義務教育について触れています。ここで示されている保護者の義務というのは、普通教育を受けさせる義務です。子どもたちに普通教育を受けさせる義務。学校外の普通教育というのがあり得るという前提に立っているわけです。ところが、学校教育が成立して 70 年経つわけですが、学校教育法は、普通教育は全て学校が独占するという前提になっていまして、学校以外のところに普通教育がないかのように書かれているわけです。したがって、6 歳から 15 歳までの子どもの義務教育については、親は就学させる義務、小・中 6、7 年に就学させる義務になっています。それ以外のところに普通教育はないと言わんばかりになっているわけですね。ここに問題点があると私はずっと思っていました。」。

実は彼がそこで言ったのは、明治時代に小学校令がありまして、それでは学校外での義務教育が認められていました。もうちょっと正確にいうと、明治 12 年の教育令で、学校外の普通教育を就学とみなすという規定が入っておりまして。ずっと実は学校外の普通教育っていうのは、日本の教育法制の中でも、一つきちっと法制化されていた。

ところが、彼曰く、昭和 16 年 1941 年の国民学校令で一切認めないと。学校以外は認めないという形になった。私立学校も原則として認めないと、いずれは私立学校も全部なくして、すべて国民学校に一本化する。これは国家総動員体制のもとでできた、特例による制度です。その国民学校令でシャットアウトした学校外の教育。1941 年以来ですね。その考え方が 1947 年の学校教育法も引きずってしまった。

つまり、1941 年より前に認めていたものが、その後現在に至るまで認められていない。未だに国家総動員体制のままの考え方で、学校教育による普通教育がおこなわれているというのが現状であると。学校教育法の学校による普通教育の独占体制は、1940 年体制だと私は思います。

そういう意味で、実は学校外の普通教育法制を取り戻すと、それが今回の法律の意味であり、画期的なものなんだというふうに、現職の文科省の事務次官がこういうふうな発言を、私が座ってる横で話されたときに、私は愕然として。私自身がそれを知らなかったことを非常に恥じたわけです。

慌てて勉強し直しまして、明治 12 年以来、実は日本の教育制度の中で、学校外の普通教育っていうのはもともと法制化されていたと。

田中不二麿という当時の大臣にあたる人が、アメリカの学校法を勉強して、それを日本に取り入れて、親の教育の自由も含めて、学校外の普通教育法制というのを教育令ですでに法制化されていた。

それを戦時立法として、戦時中の軍国主義や国家主義の教育を学校で一本化して教えるという、戦時立法の国民学校令が初めてそれを否定してしまった。その否定された国

民学校令の法制が戦後も続いてしまったんだと、それ自体が異常なんだと、だから元に戻したんだっていうのが、彼の言い方だったんですね。

それがすごく私はショックだったんですけど、ただ、疑問もあつたんです。果たして戦後の学校教育法も戦前の国民学校令と同じレベルで考えていいんだろうかと。学校一本でやるという意味では一条校、学校至上主義が戦後も続いたってことはその通りなんだけど、戦前と戦後は違うはずだと。

戦後は少なくとも憲法教育基本法制になって、そのもとでの学校一本主義というのは、これは戦前の軍国主義の国民学校令とは質的に違うんじゃないかと。そこをずっと私もこの一年間考えてきて出した結論は、私は戦後教育改革の研究をずっとやってきた人間でいいますと、実は戦後、学校を通してすべての子どもたちに、電話で民主主義、そして人権を尊重する。そういう教育をすべての子どもに保障しなきゃいけない。

それを公教育、学校が保障していくと。非常に今でいうと、インクルーシブ。全ての子どもに対して民主的な教育を保障していこうという、非常に包摂的な学校を、インクルーシブな学校を目指して戦後出発したわけです。

それが、その後、特に 1980 年代以降、管理教育。非常に学校が特に非行傾向の子どもたちを受けとめることができなくなって、だんだんまずそういう子たちが不登校の状況を作り出していく。

そして 90 年代以降、学校がそういうインクルーシブな、包摂的な学校が限界を示して、結果的には不登校の子どもたちに、その学校がインクルーシブ性を失ったことが、実は多様な学び、学校外の普通教育を養成してきたんだと、そういうふうに見るほうが、ごく自然だというふうに私は感じるようになったわけです。

最初是一本化してきたけれども、学校教育一本ではもう成り立たないと。やっぱり学校外の普通教育法制は、もともと法制度上不備があつた。その欠陥を補うために、この普通教育機会確保法ができたということが、すごく大事なんじゃないかと。

そういう性質を持った多様な学びの場。それを公民連携で実現していくということが、実は目的論としてとても大事だということを前提に、もう一つの論点は、これをどのように実現していくかと。

特に自治体からという意味は、私はモデルがあつて、2 年前にこのフォーラムをやったときの全大会の講演が、イ・ミンチョルさんという韓国の光州市の学校外青少年支援センターのセンター長に講演をお願いしたわけです。

実は何で韓国だったかというと、韓国は…71 ページ、資料に入ってますが、年表になってるところを見て頂きますと、2005 年に韓国は法制度を改正して、代案教育制度ができてます。

その後、その代案教育の制度的な保証を自治体で進めていく。これが 76 ページの、17 の都道府県にあたる各道に自治体が条例を作って、学校外青少年の仕組みを作っていく。そして 10 年後に 2014 年に、また国が新しい法律として、学校外青少年支援セン

ターも自治体で取り組んだことを国内のほうにしていくと。現在では200カ所を越える学校外青少年支援センターを国内に作っていくような法律が今韓国では作られ、そして単独立法として代案教育の推進法が今国会でかけられてるとというのが、韓国の状況なんです。

この状況を見てると、要するに、いったん教育機会確保法を作っても、その後やはり先先という部分は自治体でいろんな仕組みを模索していく。経験が私たちにはないので、まずは自治体でそういう様々なその地域にあった仕組みを模索しながら、3年後の見直しも含めて、法律の中に公的支援の仕組みを具体化していくという、そういう流れが必要なんではないかというふうに思います。

ただ、その中で今日は公設民営をポイントの一つに置いたのは、簡単にいえば、公設民営論という、そのものは議論がいろいろある中で、少なくとも多様な学びの場の公設民営、公民連携というのは、非常に特殊性があるんです。

それは何かというと、民間が主導的に経験を蓄積してきた。行政はどちらかというと、もともと人事異動でなかなか経験が蓄積されないという特徴があるんですけども、あわせて学校復帰型の政策しかやってこない行政は、学校外の多様な学びや、普通教育の問題に対しての経験がほとんどない。ですから、実際に公的支援を受ける、公設民営にしても、やっぱり民間が主導的な立場を取らないと、この仕組みというのは実現しないという特殊性があるんですね。

これは、私はもっと民間がむしろ主導的に自治体に働き掛けながら、この法律に基づいた公的支援の道を提供していくことが大事なんじゃないかというのが、今回のこのシンポジウム、それを実際に実施している方々にお話を伺えればということで、今日こういう企画にさせていただきました。ということで、ちょっと長くなりましたが、私の提案は終わらせていただきます。(拍手)

荒牧：どうもありがとうございました。先程、最初のほうでいった喜多さんの見解については、早稲田大学教育学研究というところで発表される予定ですので、必要な方は名刺かなんかを喜多さんに渡せば、どっかで入手できるようにしてくれると思います。

先程、前川さんの話が出ましたけれども、やっぱり戦前の法制と日本国憲法間の法制の一番の違いは、やっぱり教育が義務から権利になった。学ぶことが権利として位置付けられたというところから出発している。

それはもう同じような制度としても全然違うわけですね。それを改めてみなさんと確認したうえで、お手元の13ページに今日の報告していただける方々の簡単なプロフィールがありますので、それは紹介することをあえてしません。

さっそくまず、射水市の「ほっとスマイル」というところで、様々な取り組みをしております、明橋さんのほうから報告をしていただきます。

明橋：富山県の射水市から参りました。明橋と申します。それでは、さっそく富山県での実践について、ご紹介したいと思います。

我々はNPO法人子どもの権利支援センターパレットというものを組織して、子どもの居場所を運営しております。もとは富山県小杉町、今は合併してなくなりましたけれども、子どもの権利に関する条例というのができました。1999年、町民参画によって策定作業が始まって、2003年3月17日にできたということです。

パレットはその子どもの権利条例の精神を地域で具現する拠点として、要するに法律だけではなくて、その権利支援の精神を現場で具現する、そういう場所でセンターを必要ではないかということ、我々の仲間提案しまして。それが幸い町長、教育長の理解を得まして設置が決定したということです。

その小杉町子どもの権利支援センターを運営する団体として、我々NPOパレットが設立されました。これが小杉町子どもの権利支援センター「ほっとスマイル」と。「ほっとスマイル」は子どもたちが、公募で名称を募集して決められたものです。

その後、我々の活動がいろいろ広がりまして。最初は居場所事業だけだったんですけども、掲示板事業、家族支援事業、研修事業というふうに広がっております。今日のテーマは居場所なので、これについてご説明したいと思います。この居場所の運営の枠組みは、射水市子ども条例と射水市子どもの権利支援センター条例に基づき射水市が設置しているものです。射水市が設置する施設をパレットが委託契約して運営する、公営設民営方式になっています。市のほうが家賃と、それからスタッフの person 費。まあ、すべてではないですけども、常勤1.5人分を負担して。あとは補助金という形で非常勤の給料も少し出ております。あとは自己財源でいろんなものを補てんしてるということがあるわけですけども。行政担当課は、最初は教育委員会だったんですけども、現在は福祉保健部子育て支援課になっております。

この後、「ほっとスマイル」の案内を紹介しますが、今日のテーマとは外れますので、ざっと流していききたいと思います。施設は火曜日お休みにする代わりに土曜日を空けています。これは学校に行ってる子どもにも、居場所のない思いをしている子どももいるということで、土曜日も開きたいということで、こういうふうになっています。

居場所事業と内緒相談。ただ、来るだけではなくて、悩みもその普段の関係の中からもいろんな相談が出てくることもありますので、相談もおこなっております。また、主に不登校の子どもが来てるわけですけども、親も悩んでますので、親の会も定期的にやっています。（資料を見ながら）これは「ほっとスマイル」と「あかげん君」、「あかげん君」というのはキャラクターですけども、小杉町の小学生が考えてくれました。（資料を見ながら）これは中身です。フリースペース、ソファースペース、畳スペース、楽器、それからキッチン。調理なんかもみんなやっております。相談室、喫茶スペース、事務スペース。

支援の対象は全ての子ども。一応、子どもの権利条例に基づいているので、18歳以

下の子どもを対象にしています。子ども権利条例では18歳未満を子どもと定義していますが、一応、高校年代まで受け入れる。土曜日は18歳以上のOBが来てよい日。1日3～14名の利用者ということで、支援の対象は全ての子どもなんですけども、現実的には平日に来る子どもは、不登校の子どもになります。常勤スタッフ1名、および非常勤スタッフ数名のローテーションで1日2～3人態勢でやっています。決まったスケジュールもなく、いつ来ても、いつ帰ってもいい、活動の自由さが原則です。

子どもたちの過ごし方ですけれども、「ほっとスマイル」の中では、お喋りとかゲームとか、パソコン、読書、料理、楽器演奏、カードゲーム、イベントが時々あります。「ほっとスマイル」の外に出かけて、公園に行ったり、カラオケ大会とか体育館で運動したりとか、買い物とかいうふうなこともやっています。

(資料を見ながら)これは皿回し、お絵かき、いろいろ工作をしております。カードゲームとか楽器演奏、卓球、イチゴ狩り、ケーキ作りですね。あとはみんなでお泊りで立山に登ったりしております。

居場所の役割は、とりあえず外に出られれば、不登校になりますと、やはり家そのものから出れなくなるということになりますので、とりあえず学校でなくても外に出られる場所ということで、子どもも少し元気を回復しますし、親も安心する。それと同時に同年代の子どもに出会える。ある子どもが言いました。「自分を元気にしてくれたものは、医者でもなければカウンセラーでもなかった。友だちだった」と。やはり、そういう学校に行けなくなるということは、友だちも失うということなので、安心して友だちに出会える場所を提供する。そういうことによって子どもが元気になってくるということです。

居場所というのは、安心・安全の場。そういう中で物理的にも心理的にも安心感を得ることで、ありのままでもいいんだと、自分は生きていていいんだという自己肯定感が回復していくと、いうふうに思います。それが、回復につながり、学校に戻ったり、あるいは進学したり、そういうことにつながっていくというふうに思っています。

「ほっとスマイル」は特に学校復帰を目的としていませんけども、結果的に元気になっていくと、それぞれ進路を考えてます。

パレットではもう一つ、電子上の居場所ということで、掲示板をネットの上で開設しています。これはインターネットを使った相談掲示板ですけれども、面談でも電話でも自分のことを相談するには勇気がいります。特に子どもが相談する相手が少ないということで、いつでもどこからでも匿名で気軽に話せる、相談できる、そういうネット上の掲示板を活用しています。こういうようなものがあるんですけども、友だちがいないというふうな書き込みがある、それにたいして、それをピアサポーター、これを見てる人が「そういう気持ち分かるよ」とか、そういうことを書き込んでいます。我々のメンバーである相談員が、それにたいしてまた回答してる。そういうことによって、なかなかどこにも相談できなかった悩みを匿名でインターネット上で相談できるというものです。

ところが、このインターネットの相談というのはいろんな問題点があります。一般の掲示板ですと、そういう善意の書き込みだけではなくて、誹謗中傷によって余計に傷つく。あるいは、悪意のある人が接触を図ることがあります。そこでこの掲示板は、富山大学工学部の教員有志に協力を得て、掲示板管理人がすべての投稿をチェックし、問題のないものだけを掲示板に掲載するという、そういう形でやっております。

毎年、約 3000 件の投稿があつて、8 万件の閲覧件数がある。投稿はしなくても、この書き込み、やり取りを見るだけで、自分の同じような悩み、これをどういうふうに考えていいのか、そういうヒントが得られるということです。運用してから 13~14 年になりますけども、そういういわゆる誹謗中傷で傷ついたという例は一件もないという形で運用しております。

あと、こういう活動を継続するために、やはり諸団体との連携と交流というのがすごく大事です。我々の場合は、2009 年に子どもの権利条約フォーラムという全国大会を富山で開催しまして、子どもたち大人たちいろんな団体が集まってフォーラムをやりまして、子どもの権利条約をみんなで共有するという、そのつながりは今も続いております。その一つが、富山子どもの権利条約ネットというもので、2009 年フォーラム実行委員会を引き継ぐ組織として発足。子ども実行委員と共に権利条約を学び、各地のイベントで子どもの意見を発信する活動を展開しているということで、毎年の子どもの権利条約フォーラムは全国でいろいろありますけども、子どもたちと一緒に参加しております。

また、北陸では「親と子のリレーションシップほくりく」という、北陸 3 県、福井、石川、富山ですけども、その 3 県をつなぐ、そういうつながりができました。これも先程の 2009 年のフォーラムをきっかけにできたんですけども、北陸 3 県ってというのは、ある意味コンパクトに近い地域だということで、子どもに関わる団体のゆるやかなネットワークということで、2011 年に設立されました。テーマは不登校、非行、チャイルドライン、CAP、子育て支援など様々ですけども、ただ、共通してるのは、あくまで子どもの権利条約を基盤にした支援であるということ、約束事にしております。毎年、各県周り、町で大会をおこない、今年で 3 順目に入りました。

ということで、今日の本題であります、官民共同がうまくスタートした背景ということ、これを少し紹介します。まずは、先程もありましたけども、やはり先行する民の側の経験、ノウハウの蓄積というのがどうしても必要です。

我々もすでにそれ以前に、不登校の当事者団体とか、あるいは不登校の居場所づくりを民間でボランティア的にやってきた人たちがあつまして。そういう人たちがノウハウを結集した、蓄積しえたということがあります。

そこに首長をはじめとする行政の熱意。今回は小杉町で、子どもの権利条例を作りたいという、そういう公約を掲げて当選した町長がいまして、それが大きな実験となっているということです。あと、それを子どもの、不登校の居場所ということで応援してく



れる議員もいたと。大事なのは、やはり時期を得た民から官への提案。タイミングだったというふうには思っています。

やはり、行政でもいろんな考え方の人があって。やっぱりなかなか理解してもらえない人は、いくら言っても分からないみたいなことになるんですけども、ただ、やっぱり人も変わりますし、国の施策も変わります。何かそういう風向きが変わる時期があるわけですね。

そういうときに、今まで蓄積したノウハウを持って、具体的な提案をする。やはり、行政はやらなきゃならんってことは分かってても、どうやっていいか分からない。それにたいして、具体的な提案をしていく。やはりタイミングというか、風向きを見るっていうことが、すごく大事だったなというふうには思っています。

提案の内容は、納得できる支援であって、行政に提供できないものの制度の谷間を埋めるサービス。あと、住民の理解と応援も大きな力になりました。

ところが、その後、これで15年になりますけども、いろんな紆余曲折がありました。我々にとって一番大きかったのは市町村合併でした。小杉町が射水市という、4市町村が合併して射水市というふうになったんですけども、それまで応援してくれた町長が立候補したんですけども落選いたしました。まったく小杉町ではない出身の首長がトップになりました。

それによって担当課も変わるということがあったんですけども、ここで、小杉町の行政の担当者が非常に応援してくれまして。やはり、こういう条例だけだと、この「ほっとスマイル」を設置する根拠に欠けるというか、不十分だということで、こういう流れの前にこういうことを見越して、センター設置条例というのを新たに作ってくれました。

富山県は基本的には保守的なところなんですけども、しかし、富山県民のいいところは、良いものだというふうには本当に納得したら、それを続く形にしてくれるということですね。まあ、私は富山県出身ではなくて、関西の人間ですけども。割と新しいものには飛びつくけども、なかなか続けるということが難しかったりしますけども。富山県の人はずいぶん続けるっていうことを、結構大事にしてくれます。

そういう意味で、やはりこれは残さなきゃならない。そのために、条例だけではなくて、この「ほっとスマイル」を維持・設置する。その根拠となる法律を作ってくれました。それが、やはりかなり大きな変化を乗り越える、大きな力になったかなというふうに思います。

あと、予算の削減。そういうふうには主体が変わりました。また、当時リーマンショックとかありまして、予算も削減されましたけども、その中で運営委員会、行政と共同の運営委員会を開いて、この意義のアピールを定期的に行政におこなったり。あとは、県内外への広報。特に視察ですね。県外へ宣伝していくことで、県外からたくさん視察がきました。

我々は子どもの権利条例に基づく公設民営の居場所としては、全国で2番目といって

ます。1 番目。一号店というのが、この後発表される西野さんの「えん」ですけども、二号店が我々だということ。ですから、射水市の視察の中で、実は「ほっとスマイル」がもっとも視察が多いというふうにいわれています。それだけ県外からも注目されてるんだということをアピールしています。

あとは、実施財源の確保ということで、研修事業なんかも立ち上げております。

支援の内容について意見の相違いろいろあります。遊びだけでいいのかというふうにいわれたりするんですけども、やはり、何か問題が起こるごとに行政の人と話し合っ、この必要性を理解してもらおうと。

こういう居場所の最大の課題はやはり人です。場所も大事なんですけども、やはりスタッフです。その確保・育成が一番頭を悩ませますけども、いろんな人に紹介してもらったり、スタッフと共に定期的なミーティング。あるいはビジネスでサポートしたり。あるいは、支援の指針をスタッフで共有できるように文書にして。やはり、こういうことがあんまり良くないということも、ちゃんと文書に明記して共有するというふうなことをしております。

そういう形で、なんとかこれで 15 周年を迎えますけども、ここを旅立った子どもたちが、今は仕事をしたり、学校に行ったり。中には、養護教諭という立場で、今度は自分が不登校の支援をする子どもたちも出ております。

なんとかこういう形で引き続き子どもの支援をおこなっていきたいというふうに思っています。以上です。

荒牧：明橋さん、どうもありがとうございました。明橋さんはご存知のように、精神科のお医者さんでもありますので、みなさんこういう制度を作ったときって、やっぱりどうしてもスタッフ、支援者の支援というそういう意味では明橋さんの存在というのは、非常に大きいというふうに思います。

続きまして、今出ました西野さんのほうからご報告をお願いしたいと思います。

西野：みなさん、こんにちは。西野です。限られた時間 20 分間という縛りの中で、私たち明日「たまりばフェスティバル」というのが開かれるので、明日は私こちらにこれないので、ちょっとパワーポイントにいっぱい詰め込んでしまいました。なので、ずっと前に注目していただいたほうがいいのかと思います。ばんばん送っていきますね。

私は 32 年前から何らかの理由で学校に行きづらくなった子ども・若者たちとの活動、居場所づくりを始めて、27 年前にフリースペース「たまりば」という場所を開きました。

今は公設民営型。僕に今日テーマとして与えられた指定管理型の公設民営の場「えん」の在り様というのを、さっそくご紹介します。我々のベースになったのは、子どもの権利条例。喜多さん荒牧さんらと一緒に川崎市に子どもの権利条例を作りました。2000

年 12 月に満場一致で成立しました。子どもの権利の主体である一人の人間として尊重し、子どもは大人と社会のパートナーであると。

この、子どもが人間としての大切な権利 7 つに比例し、27 条に「子どもの居場所子どもが在りのままの自分でいること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊びもしくは活動すること、または安心して人間関係を作り合うことができる場所、以下居場所というのが大切なことを考慮し、市は居場所についての考え方の普及並びに、居場所の確保、その存続に勤めるものとする」。この条文が入ったのは、大変その後大きな力になりました。

さて、条例作りの中で見えてきた課題があります。子どもたちがすごいストレスを溜めてるな。ストレスを解消するためには安心して遊び・過ごせる居場所が必要である。それから、川崎市内の不登校児童生徒は当時およそ 1300 人いました。

その子どもたちの数にたいして、公的施設は絶対的に不足していて。いわゆる適応指導教室、ゆうゆう広場と僕たち川崎ではいわれていますが、当時は 3 カ所しかなかったんですね。相談指導学級 2 カ所。つまり、不登校児童生徒の 1、2 割しか通えるキャパを持っていないという、公的な課題。さらにこういった適応指導教室には、障害の診断名が付いていたり、非行傾向の子どもは受け入れられないという。じゃあこの子どもたちはどうやって権利保障されるんだ、このことが大きな課題になりました。

さらに、義務教育年齢で行政の縦割りの中で、15 歳で支援を打ち切られた後、子どもたちがまた生きづらさを抱えて引き籠るという現状に、どうするのかという課題が出てきました。そんな課題を受けて、「子ども夢パークづくり」。条例の具現化を目指した「夢パークづくり」が始まります。

子どもが参加して、たくさんのワークショップを開いて作っていきました。一万平米、3000 坪の敷地を子どもたちと一緒に歩きながら、ワークショップをやって、模型を作ったり、いろんな話し合いを…そこで学校に行ってる子も、行ってない子も混ぜてます。何回にもわたってワークショップを開いて、公民共同によって作っていきます。

フリースペース「たまりば」には、当事者の声を聞くというためのアンケートとヒアリングを川崎市から委託で受けることになります。これは教育委員会が直接アンケートをやろうとすると抵抗があるというので、NPO にやってもらおう。これに親の会のみなさんとかのご協力を得て、どんな施設は作ってほしい。でも、どんな施設は作られたら迷惑なのか。実際に不登校児童生徒の声。親の声を集めて、NPO と行政と一緒に会議を重ねて作ってきたのが、このフリースペース。

この不登校児童生徒に関する協議会。「不登校協議会」というのを設置して。こころ辺は面白かったです。教育委員会の中の、生涯学習推進課が旗を振ったんです。条例づくりもそうです。実際に各地の教育委員会を回ると、この学校教育部指導課っていう学校教育を司るセクションと、社会教育セクションって、結構仲があんまりよろしくない自治体が多いんですね。これは生涯学習が旗を振った。だから、行政と散々話し

た後に、行政担当者が出したレジメの中にこんな文言がちゃんと記録で残ってます。「いつでも、どこでも、だれでも学べる学校教育以外での学習権の保障。学校教育にこだわらない生活からの学び」これが行政に届きました。

これを基に学校復帰にこだわらない、生涯学習の視点に立った、無料で通える不登校児童生徒のための、学校外の居場所・学び場を作ろうというスタートを切ったわけです。

一万平米、3000坪の敷地内に、遊び場と建物を建てました。これが「夢パーク」朝9時から夜9時までほぼ年中無休。月1回の施設点検日と年末年始しか休みません。「プレパークエリア」そして「全天候スポーツ広場」。朝9時から放課後の時間までは、ほとんど不登校の子どもたちが独占的に使えます。学校帰りの子どもたちがここにやってきて、ここで一緒にスポーツをしたりします。そんな不登校の子どもたちが隔離される環境じゃない。

「ごろり」という部屋では、寝っ転がったり、ゲームをしたり、飲食をしたりできる。ここでライブハウスでロックフェスティバルの会場にもあります。そして音楽スタジオが2つ。無料で使える音楽スタジオです。たくさんの人が利用して、14年間に累積100万人の人が利用するような、誰でも来れる場所ですね。

この施設にたいして、これは指定管理制度が敷かれます。最初は委託で始まりましたが、2006年から指定管理制度が始まって、5年に一度、民間団体がプレゼンで選ばれます。現在私たちは生涯学習財団と市の100パーセント出資法人と共同の事業体を組んで、この3期にわたってずっと運営をしています。

「夢パーク」の特徴は、冒険遊び場と不登校児童生徒の居場所が同じ敷地内にあること。ここでは今日はゆっくりご説明できないんですけども、要するにいろんなことに挑戦できる、禁止を持たない、怪我と弁当自分持ちという発想で、木登りでもなんでもできる。遊びと暮らしの主体を取り戻そう。消費者の役割しかなくなった子どもたちに、自分たちで遊具も作る、たき火もする、ご飯も外で作れる。

だからウォータースライダーを作ってる、この不登校の子たちが床貼りをしていますけども、学校行ってる子も、行ってない子も全部遊具は自分たちで作る環境。これで一年間9万人の人が遊ぶような、このウォータースライダー作りですね。だから安心して失敗できる環境を作ろう。今の子どもたち失敗を恐れることが非常に増えてきた。そんな中で五感を使って、群れて遊ぶ。自分が快・不快、その、今どういう気持ちなのか、それを遊びを通して人間関係を育もう。こんなふう子どもたちが遊んでいます。

その中に、フリースペース「えん」という場所があります。120平米ワンルームの狭い空間、ここで毎日ごはんを作って食べているような場所なんですけど、ここは先程言いました、あらゆる障害対応をするということで、発達障害はもちろん、統合失調症の人だけでも、片手じゃ足りないほど入っているし、最近では筋ジストロフィーの車椅子の男の子、全面的な食事介助付き。もう一人は水頭症の子がやはり食事介助付きで車椅子でも利用している。そういうような場所である。

それから川崎で不登校の中1の子が殺害される事件が、ちょうど3年前に起きました。上村遼太くん殺害事件でしたけども。あのときにも、例えば茶髪・金髪だっていうだけで不登校施設は受け容れない。更に日本の教育制度は黒髪にたいして、まだまだこだわりを持っている社会の中で、髪の毛の色が付いてもいいじゃないか。学べる環境を作ろうと。そしてここは、全国のフリースクールの平均月謝は3万3千円にたいして、やはり無料で来れる場所を作るといって、生活困窮課題にたいする、だから公と一緒にやるんだってところで働き掛けたわけです。

これが1月末の最新の登録者数ですけれども、増え続けています。これに対してこれから行政とどうしていくのか、私たち委託として受けたのは30名だったはずなんですけども、今は141名の登録になっているということ。そして、その中にも障害の手帳を所持している。あるいは、診断名が付いているって人が5割を超えるような時代になってきました。こういった子たち、若者たちには行き場がない。それから生活困窮家庭。お金が掛かるところに行けない人たちが厳然といるということ。その中で私たちは一貫して、自己肯定感を育む居場所を作ろうと、生きてるってだけで祝福されるそんな場を作りたいという理念を掲げてきました。

なので、この公設の場所がオープンするときから、学校復帰という文字をどこにも記載しないというのを、教育委員会と綿密に打ち合わせして作ってきた場所です。暮らしを取り戻そう。生活困窮家庭の子たちの中に、炊飯器を持ってない子や、食器も持っていない。生活保護を受給した日におにぎり買ってきて、冷蔵庫に入れて、冷たくなったおにぎりを食べてるとか、お弁当を食べてゴミを捨ててるだけっていう、暮らしが壊れちゃってる子たちがいます。暮らしを取り戻そうという子たちですね。毎日お昼ご飯を作って食べる。

今だいたい40人ぐらいが毎日一緒に作って食べてます。一日の利用者は50人から60人という日が多くなりました。こんな感じで野外でも調理ができるしということですよ。作ってくれた人ありがとうって声が飛び交いながら、一人じゃないんだってことで元気が出ます。

それから、何もしないってことを保障していこうと。これは今日も全国からフリースクールのみなさんがお集まりになっていますけども、何もしないってことをテーマに、八丈島で合宿を開いたことがありました。全国のフリースクールのみなさんが集まって、我々が呼びかけて、そのときパット・シアリー夫妻が日本に来てくれたわけですけども。

やはり、こういう場所を作ろうとすると、教育的に指導するっていう、こういう写真はけしからんっていう人が多いかもしれないけど、私はこの写真を持って、文部科学省に呼ばれたときに、「職員意識改革プロジェクト特別研修会」という研修会でこれを使いました。こういうような支援っていうのを、これを支援だと思わない教育関係の人は多いと思うけども、このコントローラーを持ってる子が心の中で何を考えながらゲームをしているか。自分を「みんなは方程式勉強してるのか、英語勉強してるのか、俺カス

じゃん、何もやってないじゃん、勉強してないじゃん」って、もしかしたら自分を追いつめてるかもしれない。さっき廃人何とかがっていつたっけ？（注：若者シンポジウムで出た発言を指す。）

でも、今はゲームしかできない、ゲームをやるってことで今自分を保ってるって時期ありますよね。こういう時間をしっかりと保障していこうという場所を文科省で、3~4年前に講演したことがあります。何もしないってことが保障されてくれば、自分たちで決めていくし。いろんな講座を選択することができるということですね。その中でいろんな学習支援ももちろんおこなっております。子どもたちがすべてミーティングで決めていきます。実は明日「すくらむ 21」という溝の口でやるフェスティバル。毎年 400 人ぐらいの方がきてくださいますけども、全部、司会進行から、大道具、小道具、脚本演出、全部子どもたちで。今年は 20 演目が今のところ予定されています。

様々な個人相談。それから、保護者会が、保護者が元気になるないと子どもも元気になるので、結構今集まります。

それから、一人一人に合った学びの環境を作っていこう。多動の子だったら、多動の子なりに、学校の教室には収まらない。だったら、好きなところにペンキ塗っていいよって環境を用意すると、途端にその子の目が生き生きと輝いて、こちらが見ていても「あれっ、もしかして将来アーティストになるんじゃない？」って大人が目線も変わります。

結局、学校不応児とかいわれるけども、子どもに適用できていない学校側の問題なんじゃないのかと。困った子じゃなくて、困ってる子でしょ。

だったら、この子に、得意なところに光を当てようというのが、私たちの取り組みですという、そういう紹介を訪ねてきた文部科学大臣、下村大臣に伝えた。そのときに、下村大臣が記者発表で「既存の教育では収まりきれない子どもたちが育つ可能性。未来の学校の在り方のモデルの一つがここにある。将来のアインシュタイン、未来のアーティストがここから生まれるんじゃないか」というような発表をされました。

行政と NPO との連携は、これは本当に粘る強くやって、20 年ぐらい前から青少年課とスタートさせてます。フリースクールに補助金を支出する仕組みを模索して、フリースクールがやってる相談事業や合宿に県がお金を出す仕組みを、もう 15 年ぐらい前に作り上げました。

それから、県で受けている不登校・引きこもり相談を NPO の職員が担当する。それから、フェスティバルを行政と一緒に開催する。それから神奈川県学校フリースクールで県教育会というのを作ってしまして、これももう 12 年になります。ここでは不登校相談会とか、チーム情報説明会というのを行政と一緒に NPO がおこなっています。この取り組みはユニセフの子どもにやさしい町作りということで、韓国やドイツで講演に招かれたり。先程、明橋さんのお話の中に視察とありましたけども、15 年経った私たちも視察 150 件まだ毎年あります。しかも、海外からの視察も相変わらず多くて、今月だけでも中国とドイツからの視察団を受け入れました。

昨年、韓国のユニセフの大会に呼ばれたときには、韓国国内 42 の自治体の首長が講演を聞いてくださって。それをきっかけにこの半年間の間に、すでに韓国から 15 自治体ぐらいの首長と職員が何回にもわたって訪ねてきて。すでに韓国で「夢パークづくり」ってというのが始まっている自治体があると聞いています。

行政からの指定管理料はいくらかというのが、今回私のところにオーダーで入りました。リーススペース「えん」に相当するお金は 1300 万円が付けられています。これはオープン以来ずっとそうです。

人件費を含む運営費、施設使用料はもちろんかからないですね。水光熱、施設管理に関わる費用は別途、これには含まれていません。だから、大臣が見えたときも「いや、結構川崎市は NPO にお金だしてるね」っていうお話しでした。ただ、これにたいしてスタッフ常勤 7 名、非常勤 3 名付けています。そして講師料は含まれていません。

ですから、実際にかかっている運営費はおよそ 3300 万円程度、この規模でやるとかかります。先程言った 141 人の障害のある子もない子も混ざりあうような環境の中で、本当に運営していこうと思ったら、これでも収まらない。なので、法人が様々な形で事業費を作り出して、穴埋めをしているというのが現実の問題。そして指定管理料っていうのは上がらないんですね。経費削減を求められる事業ですから、常に毎年下げていくことが求められます。

なので、これにたいして黙っていても行政は何もしてくれません。これはソーシャルアクションの形で、子どもの命のほうに制度や仕組みを引き寄せるとというのが、我々 NPO のミッションですから、行政職員が理解できるように課題を共有していく。

「今こんな課題がありますよね。こんなこともやらなきゃいけない行政課題ですよ」っていうのを、丁寧に粘り強く対話を重ねていくということ、これが大事になってきます。

結局この部分で、行政職員が「そうだね。これは取り組まなきゃいけないね」っていうふうにならない限りは、連携は進まないし、多くの場合、民間でちょっと行政にたいして強く叩いて出る。そのタイプの方たちが結局行政と何も連携を生まないという形になることは、しばしばあります。同じ子どもの最大の利益のために一緒に考えようというのを何度もやる。それから、先程明橋さんが整理していただいたように、同じように職員はどんどん変わっていきますから、そこにかけての大きな課題は常にあると思います。

ここで遊んだ子どもたちが親となっています。この近所に引っ越してきて、ここで子育てをするようになりました。

ま、大急ぎでの説明でありましたけども、ここを巢立っていった子たちが本当に様々な現場で…さっき学校に行っていない子どもたちが「学校に行かないとお金を稼ぐのが」っていう話があったけど、ここにいた子たちも、僕よりも収入を持ってる子たちがいっぱいいてね。塗装業の親方になってる子もいれば、飲食店の店長をやっている子もいれば、

様々ですね。そしてもう多くの子が高校・大学を選択して巣立っていっています。

様々な生き方を見つけていける。海外で暮らすようになった子たちもいます。たぶん課題の中にはこういった取り組みを、どうやって行政が評価していくのかっていうところが、評価のシステム作りが課題だと思います。というところでちょうど時間となりました。ありがとうございました。

荒牧：どうもありがとうございました。明橋さんの話も西野さんの話も、やっぱり1時間は最低要りますよね。それを20分でまとめてもらいました。ありがとうございました。

先程の行政との共通理解とか、行政とどういうふうに行っていくかということについては、まだ議論のところでも検討したいと思います。向き合っている行政の担当者の理解を得ても、予算ではなかなかできないんですよね。もっと上のところに行かないと。そういう意味でも、どういうふうにするかとかいうことについても、また検討したいと思いました。

次の用意ができましたようですので、中野さんに「ひよこの家」を中心にお話を願いたいと思います。よろしくお願ひします。

中野：みなさん、こんにちは。お世話になります。中野でございます。今日はパネリストの明橋さん、それから西野さん、奥地さんは本当にひよここと深い関わりがあって、とても私自身も目標にしている方々の前でお話をさせていただいて光栄でございます。

私共の「ひよこ」は高根沢という町が運営している適応指導教室で、それがどのように作られていったかを紹介させていただきます。

高根沢というのは栃木県宇都宮の北東部にあります、人口3万の小さな町です。そこに実は2003年に高根沢町フリースペース「ひよこの家」という、適応指導教室が誕生いたしました。

その誕生の突破になったのは、元町長、今は参議員になりましたけども高橋克法さん。この方が2000年に町長に就任したときに、町の適応指導教室が入った、教育委員会の施設の中にあっただんですが、不登校20名いたけど通ってるのは1名だけだった。

それはおかしいじゃないかと。そもそも学校に行けなくなった子どもたちを、教育委員会がある施設に来させること自体おかしくないかというのが町長の発想で。

そして「それじゃまるで子どもたちを隠してるようだ」「学校が嫌で出て行って子どもたちを学校に戻すことは間違っていないか」というのが、町長の心の中にもともとあったんですね。

それで自分がたまたま2000年7月に、僕は別件で町長室にお話しに行って、もともとNPOで不登校支援をやっていたので、そこで町長にいわれた言葉がとても衝撃でした。

「何かしらの理由で学校に行けなくなった子どもたちは、学ぶ権利、遊ぶ権利、生き



る権利を失っている。彼らが義務教育年齢の子どもたちならば、彼らの権利を守ることは町の義務じゃないか」とおっしゃっていただいた。僕は本当に衝撃を受けまして、まさにその通りですというところで。ところが、実際その発想はどこからきたかというところ、実は不登校新聞を購読されていた。

もともと、町長室に無料で送ってきた不登校新聞を、これを読めということで町長部局、それから教育員の部局に読ませて、町長もずっと読み続けてる中にその思いが養成されたんですね。

それと同時に「どこで学ぶかが大切なんじゃない。何を学ぶかが大切だ」というような形で、当時の阿久津さんという係長に、学校や役所から2キロ以上離れた空き家を探せと、非常に厳しい命令を出しまして、呼ばれて行きました（会場笑）。それが2003年6月に町の中央区付近に築80年の古民家が見つかったんですね。それで、そこから始まったのが、まわりのNPOと町内ボランティアが集まって、数日にわたって室内外の清掃や、かなり汚かったんですけども、家具選びなどをみんなでやっていたという流れができました。

それで、実はこれが外観なんですけれども、本当に古民家で、田舎のおばあちゃん家みたいなのところなんです。だから、そういった意味では…入ると大きな土間がありまして、それから上がると囲炉裏があって、そして薪ストーブがあって、この薪ストーブは町長がどうしても入れたいということだったんですけど（会場笑）。

それでとにかく2003年9月にフリースペース「ひよこの家」が誕生しました。この土台作りのキーマンは、阿久津さん。実はもう亡くなってしまったんですけど、数年前に亡くなった阿久津さん、実はこの方がキーマンでした。行政との関わりを持つために、僕は常に思ってますが必ずキーマンがいます。そのキーマンというのは、同じ思いを共有できる方たち、同じ価値観で動ける方がどっかにいるんですね。

もちろん何年間で移動しますけれど、この阿久津さんも一回「ひよこ」に来てからは、一度水道課に行って、また別のところに行って、また戻ってくるんですけども、そういったキーマンがいました。

もう一人が、明日分科会のたしかHかなんかに出ますけど、芳村寿美子ですね。開所から15年ずっと勤務しています。町には一応教育相談員としてこの民間を登用してもらいました。これが非常に大きなポイントだったと僕も思っています。この二人が大きな形ですね。

実は、先程の西野さんに「ひよこ」ができる前に、阿久津さんと、それから今の校長と今の教頭と、とにかく自分で視察に行って、そこでいろんな指導を受けた。高根沢町フリースペースってもともと適応指導教室の名前だと変だと思いませんか？ それは西野さんのフリースペースの話があったから、間違いなんですけど（笑い）、今では思っております。

今の阿久津さんの話の中でも、やっぱり実行委員会をまず「ひよこ」が始まる前に立

ち上げました。これはイメージ写真なんですけれども、教育長、教育委員会、学校代表と民間のNPO、福祉団体と話し合い。ようするに公民で話し合ったんですね。焦点は「学校復帰」でした。僕らは当然、西野さんのところにも行きましたし、学校復帰を前提にするのはあり得ない。ところが、教育長は当然、教育委員会も「いやいや、学校復帰は当たり前でしょう。もともと不登校を学校に戻すことが学校側の第一義だからね」って話で。それで喧々諤々あった中で、実はこの阿久津さんがとても素晴らしい言葉を考えてくれました。

これが「表面的な復帰を前提としない」。当然、適応指導教室は学校教育法の中に書かれていますから、学校復帰を前提とするのが法律の中に書かれて、それをそのまま学校復帰を前提としないなんて書いてしまうのは、県教委からそれから文科省から文句をいわれると。当然文句はあったんですけど。ところが、この表面的なという言葉が入ることで行政にたいしては、「いやいや、結局は学校復帰にはなるんですよ」ということが言える。でも、学校復帰を前提としないという言葉を入れると民間のほうは、「学校復帰を前提としないものがありましたよ」ということがアピールできる。

これは非常に阿久津さんが考えてくれたとても素晴らしい言葉だったと思います。以来ずっと学校復帰を前提としませんということを、「ひよこ」は第1にやっております。不登校といったら、当然町民の不安が…そんな施設ができるということが、やはり不安を感じたんですね。それで阿久津さんは、町民の理解が必要ということで、近隣への全戸訪問を実施します。そして丁寧に「ひよこの家」を説明していく。

そうすると、やはり開始年度のクリスマス会では、近隣住民がいっぱい集まってきて、今でも当時の自治会の会長とも話しますけど、はじめは不登校といったら、非行だとか何か犯罪でも犯してるんじゃないかってみんな思う、でも、それをまずは係長がきたことで、どうやら町長がだいぶ押してるんだという話で、少しずつ町民の意識が変わってきたというのも大きなことじゃないかなと思ってます。

公民連携を唱えるので一番大きいのは、自分がその同じ年に教育委員に任命されました。教育委員に任命されたことで芳村のほうからいわれることを自分が阿久津さんにやります。阿久津さんのほうから、こういったトライアングルがうまくできてきたことが非常によかったと思います。

例えば一つ目、「お弁当を持ってこれない子がいるんだ」はじめはみんなお弁当持ってきてましたからね。それで考えたのは「じゃあ、給食食べてもらいましょう」と、それはもちろんいいんですけど、ところが問題は簡単じゃない。まず、衛生上の問題。古民家ですから、当然いわゆる衛生法に引っかかるわけですね。それから、「ひよこ」の前は農道で道が細いので、給食センターの車が通れない。いわゆる法律で決まった道の幅じゃない。

そうはいっても、阿久津さんはそういうのを議会を通して、いろんなことを根回しをしながら通してしまうわけですね。それであつと言う間に給食が食べられるようになる。

給食が食べられると、例えば学校に行っていない兄弟の中でも、給食で同じ話ができる。例えばもし先々の中で学校に通ったときに、給食の中で「あのコッペパンおいしくなかつたよ」ってこんなことが言える。そういったところで大きな力になったと思います。

学びたいって言葉がありましたので、もうちょっときれいでしたけどラーメン屋だったところを学習ルームに変えたり。それから、もともと納品倉庫だったものを体育館にする。多目的スペースにする。これはもちろん卓球台とかエアホッケーなんかもできるようにと。そのようなものを作っていくと。

要するにキーマンが議会に働き掛けて財務を説得する次々に実現していきます。ここはやっぱり行政の力じゃなきゃできない。でも、その言葉自体さっきのトライアングルで、芳村とかいろんなほうから阿久津さんのほうに、「こういうのなんとかできないかね?」「あそこはなんとか体育館にしたいね」って話をすると、にやにや笑いながらずっと作っていて何カ月後にはしちゃうというのが流れの中にできて来ました。

もう一つ、トライアングルの中には、町長のほうが4月1日の先生方の信任の辞令式の中で、辞令式の中で町長が教諭にいうんですよ、「先生方、子どもが不登校になっても心配しないでくれ。うちにはひよこの家があるんだよ。だから、安心して不登校を出してくれ」。そこに校長もいますからね。「校長先生、不登校を出すってことは悪いことじゃないんだ」ってことを町長が言ってしまう。みんな少しずつ意識が…まあ、そんな簡単には変わらないですけどね。

でも、徐々に一番始めにガチガチだった元校長の教育長の少しずつ意識が変わっていききました（会場笑）。高根沢のこの「ひよこの家」は県内のどこからでも通えるんですよ。本来だったら町のお金を使って様々な肥料を足すわけですから、町外はあり得ないんですね。でも、それを教育長のほうが「子どもに市や町の境はありませんね」という発言をされたことで、一気に高根沢の「ひよこの家」は全県域から来ることができるようになりました。

そうすると、子どもたちの中にも少しずつ変化が生まれてきます。当然、ずっと学校に来い、来い、いわれて傷ついた子どもたちが、「ひよこ」はスタッフたちがずっと何を言い続けたかと言ったら「大丈夫だよ」って言い続ける。「ここにいれば安心なんだからね」、「自分のしたいこととしていいから、何やってもいいよ。勉強してもいいし、遊んでもいいし、ずっと寝ててもいいんだよ。」っていいました。「なんにも心配しなくてもいいんだよ」、「やりたいことなんでもできるよ」、「なんにもしなくてもいいんだよ」って。さっきの西野さんじゃないですけど、こういうことを言い続けていた。

こうしたら、僕も一番始めにできた15年前は半年ぐらいわたで入っていましたが、半年後ぐらいに子どもの中から急に、「俺学校に行ってもいいかな」って言い出した。あれだけ学校復帰を前提とすることで学校を拒絶してる子どもたちが、学校復帰を前提にしないことで、逆に学校復帰という心が子どもたちの中に芽生えてきました。結果、ほぼ100パーセント高校に復帰してるんですね。ですから、中学で不登校と騒がずに、

高校まで延ばせば、なんだかんだ言ってみんな復帰するじゃないかという点は、僕らの中でも思いの中にありました。

(資料を見ながら)あまり上の写真は見ないでいただきたいんですけど、彼の住んでる市の中では、発達障害・精神疾患でどっからも受け入れられなかったんですね。

ところが、「ひよこ」が好きになって、「ひよこ」に通ってから…(ひよこの家に行くのに)ほとんど2時間ぐらいかかるんですって。自宅から自転車でバス停まで行って、バス停から駅に行って、駅から高根沢の駅まで来て、そこからまた自転車で。本当に雪が降っても電車が遅れても、「ひよこ」は(閉まる時間が)3時だっていうのに2時半ごろ来るんですよ。でも、結局彼は高校を卒業して、高校は北海道に行きましたけどね。それで就職して今は「ひよこの家」の10周年の(イベントの)実行委員長になって、今でも…フェイスブックやってますけども、元気な形になってます。

そういった意味では、子どもたちはやっぱり成長していくんだなということを実感しています。

公設運営、それから町営の中での課題としては、町長が変わると方針が変わる、これは先程もありました。

これは今後条例化で喜多先生にもお願いしてるんですが、対応を検討していきたいと思います。

職員がいなくてどういうことかっていうと、「ひよこ」の中に職員が常駐してるわけじゃないんです。つまり、すべて芳村を始めとしたスタッフに任せてますからね。そうすると、その現場での苦勞が直接町の職員に伝わらない、それが難しいところですね。

定員が増加する子ども一人一人への対応。これはうちの場合、やはり箱が決まっていますので、多いとき20何名いましたけども、限界は20人ぐらいじゃないかなと思っています。あとは、義務教育年齢の支援しかできないという事例もスタッフが抱えざるを得ないという部分があります。

逆に課題というのは、まずは町の施設だからという安心感。もちろん、保護者にとってはやはり町営ですから、町の施設ですから、「ひよこ」に行けば出席扱いは当たり前ですし、そういった意味では町が直接関わる場所ですから安心できる。なおかつ、学校の先生もやはり安心できる。開始当初なんかは、校長先生なんかも足しげく通ったり、担任の先生が通ってくるという、本当にそういった意味では子どもたちにとっても安心感ができたと思っています。

それから2番目として、民間がスタッフで入ることでの安心感。学校復帰を前提としない。一番始めに町長から「中野、一緒にやってくれないか」という話をいただいて、一番最初に開始した2003年の9月に阿久津さんと話をし、まずは私が元校長先生と児童センターの職員、元所長を行政が雇用したんですね。

それ以外に5人ボランティアを用意してくれないかということをお願いして、「分かりました」って言ってボランティアを用意した中に、実は先程の15年の芳村が居ました

し、もう亡くなってしまって田内さんってとても素晴らしい方がいらっしやったり、そういう5人を即座に集めて、そこで半年間ボランティアがずっとしながら、やはり民間の人ですよねっていうことを、阿久津さんに理解していただいて、「分かりました」ということで民間を登用して、町の教育相談員として非常勤職員として雇用する。

ただ、その代わり単年度契約ですから、芳村が15年毎年毎年いろいろしなくちゃいけないので、ちょっとそこら辺がありますけども。

ただ、5年とかその辺の縛りがないので、そういった意味ではよろしいかなと思ってます。あとは、芳村なんかの場合徹底したのは、やはり学校復帰を前提としませんよね。先程もありましたように、ずっと待ち続けることができる、待てること。そして、ずっとその子どもたちを見守ることができるというのが、やはり民間ならではのね。

ここに学校の先生が入っちゃると、何かしらの形で学校に戻そうと絶対しますので、その部分の違いはとても大きかったような気がします。最後は公民連携で支援ができるという意義は、子どもを主人公にして考えられる。やはり学校復帰を前提とすると、それが目的となるためのいろんな様々な法則を出してきますよね。「今度これやってみましょう」。でも、それは学校復帰が前提だから、そこにゴールがある一つの方法にならざるを得ないという部分も、非常に難しいところがありますけど。

「ひよこ」はあくまでも、その子どもが主人公なんです。必ず週に1回教育委員会の指導主事を読んで会議をします。

その会議の中でも、対応が多いわけですよ。後付けだったりとか、精神の固い部分が多いです。そういうところの対応をどうしたらいいのかっていうことを実際に考えて、その子どもが最善でいる中心に教育委員会の指導主事が考える。

そこには学校復帰が前提としてないからこそ、「じゃあ、どうしたらいいんだろう?」「このひよこには何ができるんだろう」「できないことはどこのケアとつながっていけばいいんだろう」ということを、町の職員が考えてくれる。これはとっても大きなポイントだったんじゃないかなと思っております。

最後のほうになってしまいましたが、これうちの法人なんですけども、実は「ひよこ」がだいたい2年ぐらい関わって。

それで今度は「ひよこ」を卒業していく子がいますよね。卒業して高校に行く、でも辞めちゃう、その後例えば3年か4年後して仕事に行くのもダメだということがあって、どんどん作っていきました。

今でも県のセンター、国からはサポート性を受託し、学びは無料の寺子屋だったり、発達障害だったり、いろんなものを作り、学ぶ、食べる、働く。

働くは、中間的指導というのは、実は国が言うもつと前から僕らは始めていました。僕が考える仕事の在り方っていうのは、例えば引きこもりだったら、引きこもったままでもできる。ひよっとしたら今の仕事はどんなサポート性の考え方も、今の仕事に子ど

もを合わせようとするよ。でも、それだと学校に合わせるのと同じような気がする。だったら、そうじゃなくて、今の在りのままでできる仕事ができないかなって、これから AI が発達したら、どんどんいろんな仕事ができるんじゃないかなと思ってる。

それをもっと、まだまだ足りないんです。こういったものでやることのできる、ようやくこの 8 年ぐらいで形ができたような気がしています。

そういった意味では「ひよこ」を出たあともいろんな様々なサポートを、栃木のほうではやれると思っていただければと思います。

「ひよこの家」は適応指導教室です。でも、わずか 3 万の町だからこそ、公民の連携ができたのかもしれない。

ただ、行政のキーマンと我々民間、そして来る人の了解さえあれば、ある意味ではどこでも実現可能じゃないかと思っておりますので、また何かありましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上で私のほうはここまでにさせていただきます。(拍手)

荒牧：どうも、ありがとうございます。中野さんの話をもっと聞きたいところでありますけれども、みんな時間を守っていただいておりますので、非常にまた「ひよこの家」等の計画とか、中野さんの話をいろんなところで聞くことになると思ひまして。

それでは最後に奥地さんの報告をもらいたいと思ひます。お願ひします。

奥地：こんにちは。東京シューレというフリースクールを 33 年間やってきました。奥地と言ひます。

今まで 3 つの報告は、民間が公的なところと連携して、より子どもの学ぶ権利を拡大したって話ですよ。

私のは、ちょっと逆なんですよ。学校をフリースクールが作って、そのことによって選択肢を増やし、また学ぶ権利を拡充したっていうふうになって。

まあ、どちらも公と民の力を融合しているっていうことには共通だと思ひたんですけど。

市民による学校作り、30 ページですよ。教育課程特例校の実践。この紙資料と DVD 等で報告したいと思ひます。

フリースクールから学校を作るっていうのは、私は非常に面白い、やってよかったなと思ひてます。(学校開始から)11 年になります。

なんでそれをやりだしたっていうきっかけは、フリースクールが面白いので、私がいんなことを言ってるでしょ。そうすると私の教員仲間なんか、「それはね、フリースクールだからできるのよ」って言うんですよ。私はおかしいなって、私も元教員なんだけど、学校こそ社会のお金で子どもの学ぶ権利を満たすために作ってるのに、何でそれが、例えば一人一人のニーズをもうちょっと聞いてとか、それから子どもがやりたいと思ってるんだから、「何年生はこれをやることになってるの」なんていわないで、

やれないんだろうかとかっていうことがあって、学校を作りたいなっていうふうに思っていました。

それから、フリースクールは子ども中心ですね。子どもたちの気持ちを大事にやりたいことをやっていくんですが、そのやり方を学校教育に持ち込むことによって、学校を変えられないのかなっていうふうに思ったんですね。

というのは、私たちのフリースクール、もう本当に毎年学校に傷ついてやってくるんですよね。学校って子どもの学ぶ権利を満たすところで傷ついてやってくるのを何とか変えたいなっていうことがあったんですね。そういうわけで、チャンスが教育特区ってことを利用することで生まれたってことになります。

ちょっとどんな学校なのか、時間がないのでDVDの3分の1ぐらいなんですけど、5分ぐらいちょっと見ていただこうと思います。

(ここでDVDを見る)

奥地：ちょっと時間の関係でこの辺で切らせていただきますが、30ページの建学の精神の上のところ、何で特区を使ったかって簡単に書いてあります。

大きくいうと2つなんですけど、特区制度を使うと、校地・校舎を自己所有しないでもいい。自己所有して学校を作るっていうのが、もう本当に大変なことで、東京では50億円かかるんですね。ところが、特区では自己所有しないでもいいんだから、借りることができる。廃校を今は少子化時代でいろいろ出てますよね。それを活用することができる。

それからもう一つ大きいのは、学習指導要領の緩和ができるということです。学習指導要領に基づいた学校の授業をしないといけないということではなく、私たちフリースクールが体験してきたことを基に、子どもたちにあった、子どもたちと共に作る学びができるということです。

31ページの上に行きますけども、②のところですが、こういう公的機関との連携で学校を作るというときに、当然ながらシュレーの中で賛成と反対の大議論がおきました。

賛成のほうは、今、学校以外だから二重籍になっていて、学校を卒業するのに、理解の悪い校長なんかだと大変だったわけですね。それで自分たちが学校を作ったら卒業させられるということもあるし、学校以外だから公的支援の道がまだない。それが得られるということなどで賛成しました。

反対の方々、やはりお金を出さなかったら口も出さだろうと。せっかくフリースクールの自由が奪われるんじゃないかと。フリースクールはフリースクールでずっと大切な場ですからやり続けるんですよ。でも、それ以外にそういった学校の枠組みで学校がフリースクール化したものと言いましょか。そういうことを考えたんですが、大議論の末に、子どもにとって良くなかったら撤退しようということで、総会が通過しました。

そこで、これはちょっと開校までの歩みを言っていると時間がないので、法的な機関の4つ…正しく言うと3つと言ったらいんですけど、組んでやることになるわけです。

1つは、特区を申請してくれる自治体探しと、廃校を貸してくれるところ。23区じゅうあたりました。葛飾区が受けてくれました。

次に、学校法人を認可してくれるのは東京都なんですけど、その法人化、特に資金については市民のみなさんの寄付をいただきました。

それから内閣府が特区を認可するわけですけども、それは葛飾区がやってくれ、もう一つ私たちにとって大きかったのが、不登校児童生徒等対象とした特別な教育課程の編成っていうのを私たちが作って。

それを文科省に認めてもらう指定申請っていうのがあるんですけど、これが、私たちは負担が少なく、さっきのように子どもたちで作る、それから体験がいろいろ豊かにできる、そういったプログラムを持って行って、これがOKになっています。

④の子どもによる学校作りっていう、これが非常に大きかったと思います。フリースクールの学校を作る子ども評議会って、これ子どもたちが作った会の名前なんですけど、これが毎月一回一年間開かれまして。

例えば、今ノーチャイムなんですけど、チャイムがあると一日何回も何回も鳴ってるんですよね。そうすると急ぎ立てられてる気がするから、ノーチャイムでいいとか。制服は私服でいいとか、でも、制服着たい子たちがちょっといたんですよ。そしたら、認め合うために、「じゃあ、制服着たい子は、自分がデパートに行って、指定した制服を着てくればいいじゃん」とか、子どもたちの議論面白いですよ。

そうやっていろんな子どもたちの声を生かせる学校。不登校の子の声を聞いて作る学校だと面白いですよ。そうやってできました。開校までの歩みの一番後ろの規制緩和と発展というのは間違いで、「発表」です。ずっとそのような感じできて、2012年6月には開校5周年記念イベントを開催します。

これ開校以降、5周年と10周年書いちゃいましたが、例えば5周年で面白かったのは、子どもたちが5周年だから、5メートルのロールケーキを作ろうっていうわけですよ。体育館に5メートルのロールケーキですよ。想像してください。それをぎゅっと巻いていくのを並べておいて、大勢で「よいしょ！」ってやるんですよ。それで一本のロールケーキが無事にできるでしょ。そうするとパーって切ってお客さんたちにみんなが運んでいくとか、何か子どもの発想ってすごく面白いですよ。

そういうようなことをしながら、今は11年になっております。10周年のときに、一冊でシュレ中が分かる本を作ろうというので、この記念誌ができています。これは無料ですので、あとで欲しい方はブースに立ち寄ってください。

あとどうやって作ったっていう詳しい事は、この「子どもを一番大切に作る学校」という本になってますので、本売りのところに寄ってください。

今話をまた進めまして、学校運営についての、まず一番の入学要件。これが「不登



校」なんですね。

なんでこんな作り方が、こういう良い条件になってるかっていうのは、不登校支援の学校だからってことで、初め私は不登校って限らないでいいじゃんかって思ってたんですけど、やってみると面白いんですよ。

「入学要件大丈夫ですか？」って来られたお母さんに聞きますね。そうするとお母さん方がニコニコされます。「ええ、うちはもう3年も不登校ですからバッチリです」とかいって（会場笑）。普通入学要件で休みが多いなっていわれたら肩身が狭いでしょ。逆なんですよ。そういう学校もあっていいな、なんて思いますけれども。

生徒数はだいたい120名ぐらいのそんな感じです。32ページを見ていただいて、例えば、施設の中に「でこぼこルーム」っていう変わった部屋があります。（資料を見ながら）こちらはフリースクールのほうですね。こちらは中学校のパンフレットなんですけど、その1ページ目というか、一枚めくっていただくと、男の子がなんだかサイコロ型の立方体に腰かけていますが、こういうのがたくさんある部屋があって。これは積んだり、どけたり、いろいろできるんですね。マンガ読んだり、ゲームやったり、こういう部屋なんかも作れます。

施設の中にうちは自慢がトイレなんです。このトイレを改修するときは喜多さんが、協力してくださって。喜多さんはもともと建築やっておられたんですよ。学校建築をね。ご存知でした？ それでトイレをどうやってやったらいいだろうって、お金を出してくれそうな人はいるんだって言ったら、「じゃあ、子どもの思いを聞いてやろう」って言って、すごい乗り気で、非常にいいトイレができてますので、気になる人は見に来てください。

そうやって建物も、例えば、さっきのホームスクールホームとか、個人学習室と違って、単なる個人学習って…名前はそうなるんですけども、さっきのように学校に来ないとか、休むとかって子はホームスクールのやり方で、スタッフも2名付いてるんですね。

だけど、来るんだけど授業は出たくないって子いますよね。そしたら、無理に出すんじゃないくて、その個人学習室とかそこがちょっとフリースペース的にもなっていて、そこで「じゃあ、今日は何やりたいか」っていうのを自分でも考えたり、スタッフも行って相談したりしながら、過ごすような部屋とか。ちょっといろいろ変わった部屋があります。

そして4のところ、本校の教育活動ってとこですけども、ここで「いろいろタイム」っていうのを、フリースクールでやってたそのまま、いろんな体験をしたりする時間ですね。それから、コミュニケーションタイムとか、金曜日のプロジェクトって映像で出しましたが、子どもたちが自分のやりたいことを選んで、異年齢でいろいろ取り組んでいく。

その下ですけども、私たちは子どもをかけがえのない命って捉えるっていう、これは

建学の精神を後で見てください。そこからやっているの、命っていうのは全部在り方が違いますよね。その違いに寄り添う。違いを大事にして子ども中心の教育をおこなっていくということで、学校に子どもを合わせるんじゃなくて、子どもに合った学校を作ろうということになります。そうすると、子ども中心っていうのは二側面あって。一つは教師主導になって子どもの自主性・主体性で学校作りをやっていく、ほとんどの学校行事がみんなそうなっています。もう一つが子ども中心ってことで、一人一人の異なるいろいろ個別性高くやっていくわけですから、本当にその子のペース、体力、やりたいこと、家庭の状況、いろいろありますよね。それを、非常に大事にしながらかやっていく。そこでやっぱり安心したり、だんだん自分というものを認めたり、発揮していくんだと思います。

32 ページの一番下には、保護者会、保護者学習会、個別面談、親との関係がとても大事で、親に理解してもらえ、親と共に学校を作るということも大事にしております。

33 ページに、進路状況が載っていますが、これは昨今の状況を反映して、10年間の平均が高校に85パーセントですが、高校の内訳っていうのは横にあるように、定時制4分の1、通信制が半分以上。この通信制半分以上の中には、東京シューレが通信制高校過程を持っているっていうことも入っています。

そして、教育機会確保法で、第10条にこういった不登校特例校を応援するよっていうことが出たんですけども、残念ながら私学は外されております。ここをなんとかしたいなと思っております。

で、行政との連携上の成果と課題ですが、子どもたちは非常にこういう場があってよかったと。それから、何も上からの監督とか管理とかはないですね。自由に私たちはやってこれて、そこから育った場で卒業証書を出すこともでき、私学助成金が出るので運営も安定して。特に困窮家庭の割合って多いんですけども、無事に減額措置とか、中には無料とかもできています。

選択肢を増やせてよかったとかっていうことになるんですが、34ページに、8のところ、最も大きいのは学習指導要領の緩和、これが私は大きいかなと。どうやって、国のカリキュラム通りじゃなくって、子どもに合わせてやっていけるのかなってことを考えると、私はもっと多くの方々がこの特区っていうのを活用して、廃校を借りながらやっていったらどうかなと思います。ただし、課題がさっき言った、私学にはまだなかなか手が届かないということと、廃校っていうのは、地元意識っていうのがあります。

おらが学校みたいなものがあるから、「なんでシューレさんだけ？」みたいなものが、陰ながらなっているのは感じるの、その辺をどうしていこうかなと。それから、学校っていうところから、フリースクールっていうのはもうすでに学校以外だから、学校以外と思った人が子ども、も親も活用しますね。

でも、学校だから、やっぱり学校の相対化っていうのがしにくい面もあるのかなって、でも、私たちは学校だからこそ自分の求める学校を見つけないかと思ってきた親子が、ま

た考え方が非常に広がって、自分を認める自己肯定感を持ってやっていくっていう、そういう面も非常に大きいなと思いますので、この辺の課題を何か克服しながらも、国がこういった形をせっかく考えてくれてるのを、チャンスとして生かしていくのが私はいいのかなと思っています。以上で提案を終わります。ありがとうございました。

荒牧：どうも、奥地さんありがとうございました。ここで、50分まで休憩をしたいと思いますので、その間に先程言いましたように、袋の中に入っている質問・意見のご感想を係の者に渡していただければというふうに思います。それでは50分まで休憩にしたいと思います。

(ここからおおよそ10分程度の休憩)

荒牧：みなさん、最初にお詫びをしたいと思います。質問が山ほどきまして、わずかなこの残された40分で対応することは、最初から無理だと思ったんですけど、予想以上にきました。

ただ先程、一番最初に言いましたように、今後の取り組みに確実に生かすようにしたいと思っておりますので、更に具体的にホームページとか本とかで見れば、すぐっていうのは変ですけども、ということについてはそちらに譲って。

今日のシンポジウムのテーマである「民間と自治体との連携・共同による多様な学びづくり」に関わる点をいくつか絞って答えてもらいますので、その辺について最初にお詫びをしておきたいと思います。最初にお詫びをして始めるっていうのは日本らしいやり方なんですけれども。

じゃあ、明橋さんのほうからまず簡潔に答えてもらっていいですか。

明橋：私のほうには、ネット相談掲示板について、「年間約3000件の投稿とありますが、これは同じ人が何度も投稿した数字ですか?」、「スタッフからの返信も含んでいますか?」ということですけども。

スタッフからの返信も含んでおります。ただ、同じ人が…まあ、同じ人も何度も投稿することもありますけども、本当にいろんな人が、入れ代わり立ち代わり投稿しております。

ですから、特定の数人の人が何百回も投稿しているということではないです。いろんな方に利用されてると思います。

荒牧：ありがとうございました。明橋さんの「パレット」の活動についても、ホームページとか…。

明橋：はい。ホームページがあります。この相談掲示板もネットですぐ見れるようになっておりますので、もしよろしければ。

みなさんに団体の紹介の紙が配られてると思いますので、それもお覧になってまた見てください。

荒牧：ありがとうございます。西野さんにも山ほどきていますけど、3つぐらいに絞ってお願いします。

西野：荒牧さんから渡された3つ、これが…ごめんなさいね、僕が選んだんじゃないですからね(笑)。

一つは、「不登校の子どもたちと放課後に来る子どもたちの交流はあるのか？ あればどのような形で交流がおこなわれていますか？」

あそこに全天候スポーツ広場とかで、放課後に子どもたちがバスケやバレーボールとか卓球とかやりに来るところに、だいたいうちの「えん」の子たちが毎日スポーツをしているので、予約制じゃないんでいつも取り合いじゃないけど、横で待ってたりするのね。

だから、そこで長くなりそうだと、「一緒にやる？」みたいな感じで、スタッフも入っていて。たいがいなんやかんやいって、顔なじみになってくると、常連の放課後の子どもたちと、常連の不登校の子たちは、いつもサッカーとかを一緒にやっていますね。特にハードルがなく入っていきます。

ただ、時々場所の取り合いでガチンコのけんかになることがあるんです。これがまた面白いんですね。やっぱり娑婆っていうか、外に出るといろいろなことが起きるわけで、相当ひどいことをいわれたりすることもあるけど、でも、自分たちにとってみると、不登校の子はホームグラウンドだと思ってるから、「てめえらこそなんだよ」みたいな感じで、結構ガチンコに喧嘩して。そこで社会的なスキルを上げてると感じるがあります。

そのまま一気にやっちゃいますね。「行政とウィンウインの関係を結ぶにあたり、結局行政側のウインは具体的になんだったのでしょうか？」

ウィンウインと言ったときに行政側のウインはなんだったのでしょうか。これ財務効果などって書かれています。たしかに民間を使うと安く、これだけの事業をこの値段でやれちゃうのかっていう意味でいうと、財務効果は充分あったと思います。それと同時に、本当に最近どう関わっていいかわからないんですっていう相談が、行政側から増えましたね。なので、本当に先生もわからない。

それから、もう一步これを出ると、福祉領域になると、僕たちは15歳から29歳の、「川崎若者就労自立支援センターブリュッケ」って場所を運営してるんですけど、先発保護のケースワーカーが、不登校・引きこもりの子ども・若者の支援をするときに、ど

う関わっていいか分からない。不登校の整理、引きこもりの支援、どう声をかけて何年も家から出ない人たちのところに訪問して、どんな支援が必要か分からないみたいなね。

だから長く考えると、今日は不登校の、多様な学びの会だからあれだけど、多様な学びに引き付ければ、学校の発達障害の子どもへの関わりについて、民間のNPOの立場だったら、どういうふうに関わりますか、これはどう受け止めたらいいいんですか、この子の暴言、この子のこだわり、これは指導するにも指導が入らないんですけどみたいなね。そういったところに僕らが呼ばれて行って、教員研修に行くなんてことが増えてきました。

それから教育委員会に呼ばれて、これから教員になる人たちの研修もやっています。

それから、一年間教員を派遣研修で受け入れてるんです。そういうような、教育委員会派遣の教員を一年間受け入れるというようなことも、神奈川県では進んでいます。

というようにして、実際には教員が学校現場でどうしていいか分からないという、お手上げというところに、あの環境の中で、ちょっともう学校の中では、あの器の中では関わりきれないけど。いっぱい工作したり、歌ったり、どんなに音出しても、何でもOKみたいな場所の中で、なんとか関わってくださいということで、行政にとって、行政の手から出る人たちにとっては、ウインの関係だったんじゃないかと思います。

もう一つは、「民間と自治との連携が増え。多様な学びの考え方が広く認識されるようになった場合、フリースクールに通う子どもも増えていくと思うんですが、それを支援するスタッフの教育について、どのようにおこなっていくのでしょうか？」

スタッフ研修。これは本当に要だと思ってます。スタッフの力量が大きく居場所、それから多様な学びに影響するという意味でも。私たち三カ年年計画を立てて、今年一年目が終わろうとしていますけども、学びの柱と遊び遊戯って、うちの理事に天野ひであきって、冒険遊び場の最初のプレ委員だった天野さんがいるんですけど。そういう遊びを通して育つ。遊び・育つということの視点から、遊びを積極的に評価していくときに、どういうスタッフのスキルが必要であるか。

それから、福祉の視点で長谷川としおが、福祉のスキルというのを三カ年にわたって、今研修しています。委員会のコントロールであるとか、私たちがやっている「バウンダリーワーク」っていう、自分の境界線に気付く研修。

すべて私たちが感情労働だといわれるように、出会う子どもたちとの関わりの中で、いろんな怒りが生じたりして、あるいは自分が落ちていくような、傷つくような体験の中で、どうやって子どもと安全でいいコミュニケーションがとれるかっていうことを、福祉的なエリアで研修している。

そして、今日の学びのところでいうと、永田さん。聖心女子大の永田さんの研修の中で、現在、私たちのフリースペースにおける学びって、一体何なのかっていう整理を、もう何回にもわたってスタッフ間で議論をしてきました。

そのなかで、ユネスコが出している、4本の柱プラス1本の柱という、

知るための学び(Learning to know)、  
為すための学び(Learning to do)、  
共に生きるための学び(Learning to live together, Learning to live with others)、  
存在を深めるための学び(Learning to be)、という4本柱ですね。

これに、社会を変容させ世界を変えるための学び  
(Learning to change for society and change the world)っていう。

これに当てはめたときに、私たちが日常の中でやってる学びっていうのは、どのよう  
に位置づいてくるのかって、それを検証していくプロセスの中で、私たちが日常ただ遊  
んでいるように感じていること。

暮らしの中で子どもと一緒にご飯を作ったり、畑をやったり、いろんな活動していく  
中で、それがすべて子どもたちにとっての生きていく学びにつながっているんだって  
いう、そういった自信を自分たちの中に植え付けていく。そして足りてないところを検証  
していく。

そんな取り組みをしながら、3年後にはなんらかの成果にしたいと思っています。以  
上です。

中野：私のほうもいくつかありますのでお答えさせていただきます。「高橋先生が『ひ  
よこ』を作ろうとするときに議会の反応はよかったのか」ということにたいしては、も  
ともと高橋は非常に弁が立つので、先程のお話した町の義務だっところですね。あ  
あいった言葉を議会でも説明したんでほとんど大丈夫だったと思います。

それよりも、東京出身の自分が教育委員になるときに反対動議があったというので、  
そのほうが問題だと思います。

あと、一定に不登校が増えるという委員はたしかにいますので、それを説得するう  
えで非常に効果的だったのが、今自分は今回の教育の確保法を、喜多さんのパンフをも  
って、特に女性議員に説明しています。県議員の女性議員を集めて進め、それから市議  
には一人一人説明をして。

当然議員から…まあ、議員は議会質問がしたいですから、質問のための原稿を作るの  
にこれはかっこうの材料になるってやるわけですね。

やると、当然行政側・教育委員会は防御をしてくるようなスタイルになります。そこ  
で今度はこちらのほうでやってることを出していくことで、つながっていく可能性が充  
分あるのかなと思っております。

それからキーマンが自治体に現れない場合というのは、自分がやはりずっと昔そう  
でしたから、まずは法人局を作ることであったり、行政がこちらになにかしら対応できる  
ような受け皿を作ることがとても重要じゃないかなと思っています。

それで一つの面から受託したら、その受託したことに関しては、ある意味完璧に仕上  
げて、スピード感と正確度で完璧に仕上げることで、向こう側の人に、行政以外の人に

よろこんで発表できるぐらいの、行政の成果にしたいということがポイントだったなと思っっています。

それから、不登校の子どもが集まる場所に抵抗がある子はいます。当然いますよね。「ひよこ」は町ですから、やっぱり 20 人～25 人の不登校がいます。

今は 16 人ぐらいが来ていて、半分半分で、8 人が町、8 人が町外ですから、町にはだいたい 10 人ちょっと来れない子どもがいる。当然そうなるわけですね。

これは当然ですので、町のほうは、県の中では一番早くスクールソーシャルワーカーを配備した町なんです。今は中学校 2 つですけど、それで 2 名のスクールソーシャルワーカーを配備してる。ソーシャルワーカーがきちんと訪問しながら、どんどん地域とつなげていくことをする。

実際にその「ひよこ」じゃなくて教育委員会の中で、実際のその子たちの進路についても、様々な支援を考えることができることが、ある意味ではいいんじゃないかなと思っっています。どうしても、そういった場所を作れば、そうじゃない方はいるんじゃないかなと思っはいます。

最後に義務教育年齢の支援しかできないジレンマがあるっていうのは、これは町の中だからです。そういった意味で、先程もお話したように、「ひよこ」から卒業していった子どもたちの受け皿として法人を作り、そのなかで学ぶ、食べる、働くということの場を作っていくことが…そういった意味では連携先が外にできてるってことは、ある意味では町としても…町というか「ひよこ」のスタッフからしてもやり易い部分だったんじゃないかなと思っしております。以上です。

荒牧:ありがとうございました。奥地さんにもたくさんの質問がきておりますけれども、本とかそういうの以外の、読めば分かるということ以外のところで…。

奥地:そうですね。本とか 10 周年記念紙とか、あとちょうどいいチャンスは、明日、多様な学びと学校教育という分科会に、葛飾中のスタッフが報告をしますので、そこにも行っていただくともうちょっと分かるかなと思っいます。

何点か限ってお話したいと思っいますが、まず、何で不登校の人に限ってるんだらうと、不登校の人だけがそういう自由が必要なのかっていう質問について、やはり行政は一遍には、すべての子どもに多様な学びが必要って認められませんね。

そこで、不登校の子どもは少なくとも学ぶ権利が十分じゃないだらう、というのはある程度理解される。私たちもこういった学校が必要なんだということを、かなり行政に訴えて OK になりました。

それに関連する質問だけれども、どのように働き掛けているのかとか、不登校特例校の設置が、自治体にとってどのようなメリットがあるのかとかっていうところなんですけども。

一つは、そういったことに協力することによって、この区内の不登校の子たちに私たちが非常に応援できると。これは入学生の4割までは、葛飾区在住の人を取ってほしいというのを約束しています。でも、4割になったことはありませんけれども、入りやすいってことはあります。

それから、学校を作る以外にも、せつかくシューレが来るんだったら、区内で何か良いことしてほしいっていわれて、私たちが考えて「じゃあ、これどうですか？」って教育委員会に言ったのは、親の会なんですね。不登校の親の会がありませんと。

その親の会は、もちろん学校の中は保護者会があるわけですから、いろんな地域からいろんな年齢の方、引きこもりも含めてどなたでも親の方が孤立したりしないように、そういう会を自由にやらせてほしいということで、これはもう初年度からずっと続いております。そういった行政との関係を、一つは活性化する。地域が活性化するっていうのはあると思いますね。ずいぶん、廃校だったところにたくさん子どもや親が来るわけですから、そういったことも訴えました。

次にスタッフについての質問ですけども、「教職員は教員資格が必要ですか?」。これは必要です。フリースクールは必要ありません。けども、学校ですので必要になりますが、ただ、資格がない形でサポートスタッフとか、それから資格といっても教員じゃなくて、スクールソーシャルワーカーとか、そういった方々にも入っていただいています。

これもちょっとネットとかで見ていただくと、どういう資格が何っていうのが分かると思います。スタッフ間の理念の共有は、私たちはこれ非常に大事だと思っていて、みんなでみんなを見る。

よく学校によっては、担任なんだからやんなきゃいけないとか、担任に任せるとか、そういったことがあるんですけど、そうじゃなくて。どの子どもがどのスタッフと親しくなり、どのスタッフに相談しても、情報もらっても、助けてもらってもいいと。みんなでみんなをってことなんで、共有は非常にしょっちゅうやっております。

その中に、貧困、発達障害、精神不安定、家庭が不安定とか、そういった子どものハンディにどう対応してるかっていうのは、貧困はさっき言った減額措置、それから入学のときの入学金のハードルの高さを対応型じゃなくて給付型の奨学金を持っております。ですから、本当に入るところから出るまで無料だったと思いますね。そういうことができてる。

それから、発達障害系はフリースクールにも結構たくさん子どもたちがきていて、そういう意味では、専門家を置いて対応するっていうよりは、統合教育型のやり方でやっていって、個別にお子さんの過ごしやすい過ごし方を、その子を変えるんじゃなくて、環境をその子にとって合う形でやっていって、安心できる形でやっていくのを基本にしながら。

あと、その都度の不安定さ、キツさとかいう、家庭ごとのいろんなことっていうのは、



スタッフもよく相談に乗り。スタッフって言っても担任じゃなくて、私とか教頭とかいろんな人たちで支え合うとか。あと、親同士がつながり合って力になりますね。

それから、カリキュラムについて、指導要領の緩和は具体的にどうなのかっていう、まったく無視なのかとかいうところですが、もうすでに緩和されて、一般には980時間が、770時間で始まって。今は子どもの人数から少しだけ増えてますけど、非常に負担感は軽く。そして様々な、何を何時間じゃなくて、子どもたちがこれをやりたいのはどの時間帯を作ったらできるか、ということで、さっき押し示したような時間割がある。

その時間割はみんなが出なきゃいけないのか。そんなことはありません。学びは強制ではないと。やっぱり、学びたいってものに参加していく、そこがフリースクールからきてる大事さです。しかも、自分のペースでやっていく。それから学びたいこと、学びたい形、これをスタッフに相談したり。

それから学校運営会議とかいろんなところを出るんですね。そういうことに対して、相談しながらやっていくので、一斉事業型と、それから個別に全部みんなが違う事やってるような時間とか。時間なんだけど、彼は図書室で過ごしている。個人学習室で過ごしてるとか、いろんな形があります。

非常に将棋の得意なお子さんが、ちょっと授業は出るんだけど、あとは例えば将棋をやるって子が、非常に将棋の力があるんですね。あるとき、羽生名人が来られたんですよ。羽生さんと対戦して、今その子は将棋連盟の講師になろうとして、試験をずっとしてるんです。そういう個性が伸びるような学び方。さっき西野さんがおっしゃったように、学びは私たちは広いものだって捉えてるんです。そこでそういうやり方が規制緩和で可能になってるということになります。

あと、経済的なことでどういうふうに授業料がなったのかということですが、フリースクールと比べて言いますが、フリースクールは非常に狭いところでやっていますが、4万5千円ぐらい掛かるんですね。東京でやるのはなかなか大変なんです。準会員は1万5千円なんですけど。

それで葛飾中は、非常に広い校舎。それから設備、それから人材ですよ。全部の教科もいますし、様々な人が入ってくれています。それで月謝が3万5千円。1万円安いとか。そういうことにも表れてるように、ちょっと子どものことでは負担が軽くなっております。以上です。

荒牧:ありがとうございます。壇上にはいませんけど喜多さんにも質問がきてますので、短く述べられたらなと思って、短くお願いします。

喜多:じゃあ、共通のことの質問のなかで、一つはやっぱり今回の教育機会確保法が制定されてるけれども、不登校者支援が中心で、いわゆるオルタナティブスクールが置き去りにされてると。

やっぱりオルタナティブスクールの存在が弱くなってるんじゃないかという懸念の質問と。

それから、英語の教科書でフリースクールの紹介があって、普通の子どもたちがフリースクールのほうがいいから、フリースクールを選ぶという形でやってるのに、日本のフリースクールは非常に消極的普通教育のように感じられたと。

これ両方とも共通するのは、もともと私たちの「多様な学びの保障法を実現する会」ってというのは、オルタナティブ教育法を実現する会だったんですね。

フリースクールも実はオルタナティブスクールの一つなんだと。オルタナティブというその概念は、明日分科会でも少し深めたいと思ってるんですけども、学校に対する代案という意味で、いわば学校外の普通教育を法制化していこうという、これは実際、前川喜平さんも事務次官の時代にそういう主旨の発言をしていて、教育機会確保法というのは、まさに学校に対する学校外の普通教育をどういうふうに今後実現していくかという。その枠のなかのオルタナティブ性は、当然フリースクールだけじゃなくて、オルタナティブスクールも全部含まれた概念だと。

現実にこの法律に適用されるかどうかってというのは、これは法解釈の問題なので、これが議論になりますが、理念的には今後学校外の普通教育を一つ制度化していくときの、概念の混乱というのは避けたいというふうに思うんです。

ようするに、フリースクールもオルタナティブスクールとして位置付けていくような発想が、これからすごく求められていくというふうに思います。

荒牧：あと、4人のみなさんに共通の質問もたくさん寄せられまして。報告のなかで答えてもらった部分も結構あるんですけども、その中でもポイントになる部分をそれぞれの方にお願ひしたいと思います。

一つは、本当に素晴らしい取り組みをなさってるんですけども、そのの場に来れない状況にある子どもたちも、たくさんいるわけですよ。

先程の中野さんのところでは、2時間ぐらいかけて通ってる子どももいるということなんですけれども、アクセスをどういうふうに考えてるのかとか、保障しようとしてるのかということについて、一言ずつもらっていいですか？

明橋：我々の居場所は小杉駅という、今はJRから別の第3セクターの鉄道になりましたけど、駅前にあります。それは、富山県は基本的に車で送迎されるんですけども、不登校の子どもの中には、親になかなか理解を得られない、親が送ってくれない子どももいるので、自分で来れる場所っていうことで、駅の目の前に設置されています。

それが子どもたちのアクセスに非常に貢献していると思います。

西野：来れない状況、どういう来れないか…実際には僕らの場所は川崎市の施設だけ

ども、どこの自治体からでも受け入れはおこなっています。東京はもちろん神奈川、埼玉、いろんなどころからかなりの時間をかけて来ている状況にある。

ただ、さっき言ったように満室状況のなかで、説明会に来て、それから親の面談をして、子どもが体験して、それから入会というこういうシステムになってるために、説明会に申し込む、その申し込みの順番を取るために、申し込みの日の受付時間の10時半からという時間に、一人一人が携帯を2台持って同時に発信して、だいたい5分で埋まります。また2カ月待たなくちゃいけないんですね。というぐらい混みあいます。

だから、実際的にはどうやってこういった場所を増やしていけるかって問題が、一方にあるというのは、これは実感としてあります。

それと私たちは、児相(児童相談所)が絡んで不登校になっているケースの場合は、児相で大学生とその子がぎりぎり児相まで出てこれるような場合、そこで大学生とマッチングするとか。

あるいは、私たちのところまで来れないけど、福祉事務所まで来れるみたいな場合は、区役所の福祉事務所でスタッフと会うみたいなのがぎりぎりですかね。

でも、やっぱり追いつかない。本当にまだまだ足りてないという感じがしています。

中野：先程の2時間の子もいるのですけれども、実際に他の県内に「ひよこ」と同じようなものがあるかといったら、なかなかないというのが現実ですね

私の法人のなかで実は寺子屋といって、まず学びだけっていうことで、寺子屋は一切費用もいただかない、教える方もボランティアというのを、ようやく県内10カ所まで広がってきました。

これがもっと広がる必要があると思いますし、あとはちょうど東京に関して言ったら、子ども食堂みたいなものが徐々に広がって行って、今県内でやっと30カ所近くになってきました。

やっぱり、学ぶ・食べるのはどっかの入り口になるので、高見沢に限らず、そこでキャッチした人の子どもたちをどういうふうにサポートしていくかっていうことが、今度は行政との絡み合いになってくるんじゃないかと思いますから、そういった場を少しずつ増やしていくことが、まず一つ重要なのかなと思ってます。

先程、ちょっとうちの県北の方もいらっしゃってたんですけど、県北には残念ながら寺子屋はないので、これからどんどん作っていきたいとは思っています。以上です。

奥地：来れない子っていう場合に、私たちはまず親とつながるっていうのを考えますね。

やっぱり来れないにもいろいろあると思うので、交通機関がどうのっていうことだったら、何か具体的な策を、福祉系の送るということをやっている自治体もあるし、だけでもそうじゃなくて、やっぱり家から出られないとか、人が怖いとか、それからまだまだしんどいとか、いろいろな形の来れないがあると思いますので、まず私たちは子どもは

動かさないでいいから、親の方とつながりたいということになります。

そして親の方とつながって、でも、うちは今家にいるんだったら、家にいることを自己否定感にしないで、家も育つ一つなんだってさっきのホームスクールの考え方ですよ。

それは別にシュールじゃなくって、ホームシュールっていう、さっき前澤さんが言った活動ですけど、そういうのも民間の形であるし、様々な選択肢のなかで、自分に合った今を考えていくっていうところを、親の方と一緒にやっていくってことです。以上です。

荒牧：ありがとうございます。それから外国籍や多様な文化的な背景を持っている子どもに対する支援というのを、どういうふうに考えているのか、おこなっているかということについても、みなさんにお伺いしたいということですけども、明橋さん何かありますか？

明橋：うちの居場所にも…まあ、富山県は結構イスラム系の人、あるいはブラジル系の人がたくさんいます。

お母さんは日本人でお父さんはパキスタンとか、そういう子どもさんが何人かこられて。

やっぱりいじめですよ。やはりイスラム系の人なんかは、I S (イスラム国)の問題ができたときに、学校でI Sというふうにいわれて傷ついて不登校になってしまったとか、そういう子どもたちがやってきたりします。

基本的にはどんな子どもたちでも、その子のニーズに応じて支援をしていくというようなことなんですけども。

イスラムの家であれば、例えば食事、豚肉は食べないとか、そういう個別の配慮が必要なこともありますので、親御さんと充分コミュニケーションを取りながら、その文化を尊重しながらやるようにしています。

西野：同じように個別な。やはり、イスラム・パキスタン系、ブラジル、韓国、アメリカ、いくつかいろんな文化が背景になってる人たちと一緒に活動しています。

むしろ積極的に多言語・多文化で場の中に入ってほしいという思いは強く持ってるんですが、なかなか僕らのような場所が、いろんな国籍や文化を持ってる方たちのところに届かない。届いていないんですね。

だから、実際にはもっと入ってもらったほうが面白いというか、場が豊かになると思っていて。

「えん」に本当にいろんな言葉が飛び交うことをお願いしたいですね。最近は大人で入ってきてもらうようにはしています。

さっき奥地さんが言ったように、本人が動けなくても親御さんが一緒に日本のご飯を作って食べるとか、染め物やるとか、いろんな形で親を支えるというか、親と一緒にすることで子どもが来れるようにできるようにというようなことは、意識はしています。まあ、ぼちぼちとという感じですかね。

中野：これは「ひよこ」とはまた別なんですけども、栃木県の場合は、県南地域に工業地帯があって、そこにペルーやブラジル系の方が多いんですね。

直近の今年度の事例のなかであったのは、2 つとも、お母さんとそれぞれの兄弟が、いわゆる向こうから来た、お父さん日本人だった、日本に来た瞬間にお父さんが逃げてしまった、お母さん日本語喋れないみたいなケースで、両方とも困窮家庭で大変だみたいな形がありましたね。

ですから、そういった形では、どっちかっていうと子どもは3年いけば言葉は喋れるので、その子は当然不登校になってますから、それをどういうふうな形で学びまたは食べることにつけていくか、ということを考えていく。

なかなか、そういう場合は今のお母さんが英語を喋れないので、国際交流会に連れていくんですけども、それでもなかなかうまく対応ができないので、まずは子どもとつながって、そこで欲しい物とか何か必要なものをまずはつけていくってことを大事にしています。

まだまだ、県内は増えていく可能性が充分あるから、これからも必須の課題だと思っています。

奥地：私たちのところには親の方で相談に見えたり、親の会に来られたり。それから、子どものことで入りたいんだけどっていう相談はありますが、外国籍の方にとってはまだまだ学校システムってというのが、ハードルが高いってところがあるのかなと思います。

ブラジル学校をやってる小貫さん、日来られてますけど、「外国籍の子どもって不登校にすらなれないんだよ」っていわれたのが非常に衝撃で。

いったんいろんな学校に受け入れられたとして、その子が何かの事情で来なくなったとしたら、不登校の子どもだったら、まだ学校や教育委員会が気にしますよね？ それすらないんですよ。

だから私たちは、明日の分科会でもちょっと報告しますけども、それを調査してくださいってのを、議連のほうに出しています。

そこからいろいろまたやっていかないといけないことじゃないかなと思います。

荒牧：ありがとうございます。だんだん時間が限られてきたんですけども、報告のなかでもありましたが、もう一度繰り返してもらいたいというか、ポイントになるところ

を挙げていただきたいんですけれども。

行政と民間が連携をしていくときに、どういうところをポイントにしているのか。

あるいは、学校との連携っていうんですかね、特にどういうところをポイントに、みなさんは意識をしてやっているのかっていうことについて、非常に抽象的ですけども、特に心がけてる部分をお願いします。

明橋：先程も言ったことですが、そういう開設にあたってはタイミングが大事だなと。

やはり、なかなか理解のない行政のときに無理強いしても無理なので、その空気というか、風向きを読むということかなと思います。

それから、他の施設でも出てましたけども、やはり首長や行政とか予算とか変わっていきます。

その中で維持していくためにその場所について、また条例をきちんと作ってもらう、法的な根拠付けをしてもらうことが、大きな力になると思います。

やっぱり行政の人はできた条例については、結構ちゃんと守るということがあるので。

あとは、これは繰り返し出てきましたけども、行政の人に理解してもらう。現場を、どんな子どもたちが来て、どういうふうはこの居場所に来てどんなに救われているのか。あるいは、親御さんがどんなに助かったのか。

やっぱりこれは想像ではなかなかできないことなので、そういう運営委員会とか、そういうことあるごとに、子どもたちの生の声を伝えて、この場所が本当に意義があるんだと。

多くの子どもたちが、行政が予算を出してくれることによって、多くの子どもたち、親御さんが救われているんだということを、繰り返し話をするようにしています。

西野：行政との協力、学校との連携のポイントってなると、さっきもチラッと行ったけど、やっぱり叩かないっていうか、攻め込みすぎないっていうか。

すごい腹立つこといっぱいあるじゃないですか。「もういい加減にしろ」っていうのがね（会場笑）。本当に「またかよ」みたいなものが。何にも分かってないので。

その繰り返しなんだけど、やっぱり頭ごなしに叩いちゃうと恨みだけ買って、あとでその人が違う部署の部長とか課長になっちゃうんですね。

こっちが「おかしいなこの人」っていう人が出世しちゃったりするわけで、あとで痛い目に合うっていう。

なので、だいたいどうしても、ここら辺は相当粘り強く、使う言葉を発しながら、でも、絶対譲らないのは、それが子どもの最善の利益かどうかってとこでは譲らない。

つまり、そのことをやっぱり粘り強く語り続ける。学校の先生方はプライドもありますから、どうやったら先生が理解しやすいかなっていうのは、やっぱり長年やってくる

いろいろな学ぶことがいっぱいあるなど、失敗から学ぶことばかりです。

あと、さっき中野さんがいわれていた、行政職員のなかには必ずキーパーソンがいますよね。この人だけは絶対手放さないっていう。

この人と一緒に連携して、この人とやったら何とかここから動くかもしれないっていう人を手放さないでいくってことも大事だと思います。

中野：西野さんのおっしゃる通りで、前戦った人が課長になってしまい、とても苦勞しております。基本的には、やはり行政と対立する場合は、僕らの場合はいわゆる自分たちの利益というか、評価というのはとりあえず捨てて。

すべてやったことは全部その町に返しますよ。全部県に返しますよ。県の成果ですよっていうことを、どんどん訴えれるようにしています。ただ、そのためには、特に不登校に関しては、学校と関わろうとすれば、それは難しいですよ。

高橋さんがさっき話したように、辞令式のなかで話をしたとしても、じゃあ、学校すればそんな全員不登校を認めるか、学校復帰しませんっていうわないですから。基本的には学校の先生はほとんど学校復帰が前提なので、学校のほうにアプローチをすることはしようとしません。あくまでも、学校教育課であったり、それからあとは生涯学習課であったり、教育委員会のなかで、そういうふうにならずさわるポイントをどう押えていくか。

あとは、そういうことの考えのなかでやったことは、全部こっちが引くんですけどね。それでもこれはすべてそちら側の成果ですよということを中心につとめてやるようにしています。

奥地：今、確保法の影響もあると思うんですけど、私たちに結構行政からいろんな、例えば適応指導教室の委託事業の話とか出てくるわけですね。

それで会って感じるのは、違う文化と違う文化がぶつかるとか融合するとか、これの話をどうやったら分かるんだろうと。まあ、西野さんの言ったような感じですよ。

そういう段階を経て、時間かけるって思ってるほうがいいなと。やっぱりすぐ分かってもらおうっていうのは、そういう文化できてる無理だったりするんですよ。だけど、聞いてもらえたって思うと、「じゃあ、こうでいいですか？」みたいになったりするので、前のように行政ってどうせ分かんないだろうって、敵みたいに思わないで、時間をかけて分かり合う相手っていうふうなものを。

私たちはときどき親の会で、お父さん方が強引な方ありますよね。「そんなんじゃ生きていけない」とかね。そういうときにどうするかっていう作戦がありますよね。それはもう時間をかけて、お父さんも良くしたいとは思ってる。行政も良くしたいとは思ってるんですよ。だから、ただ考え方ややり方が違ってきた。だから、最終的には「子どもの気持ちを尊重が良いんですよ」ぐらいは念を押しておくとかね。

そういうふうな感じで時間をかけてやると、今私は日本中にちょっといろんなことで面白いことが起ってるなって。それを私らがだんだん幅を広げていくっていう方向にいったら、よくなっていくんじゃないかなって思っています。

荒牧：ありがとうございます。実際には質問だけじゃなくって、意見というのもたくさん出ているんですけども、それを紹介する時間が残念ながらもう尽きてしまいました。

一番最初に申しあげましたように、出された質問とか意見というのは必ず参考にしますので、この後の懇親会でも、もし先生方講師のみなさんと話し合う時間。

それから明日の分科会で今日の出された質問とか意見を意識して議論をしてもらうということも併せてしたいと思います。

今日は「民間と自治体との連携」ということでしたけれども、当然自治体と言っても担当部署間の連携すら充分できてない部分があるわけですね。その連携をどうするかという問題もありますし。

民間といっても、このようにみなさんが集まってるところの連携はできますけども、それぞれの地域で、市民、NPO との連携をどこまで作っていくのかという、民間同士の連携の問題もないと、先程ここのメンバーが取り組まれているような、なかなか多様な居場所づくりっていうのができないっていう結果例もたくさんあります。

ただ、そうは言っても、やっぱり一番重要な部分は、みなさんが取り組んできている成果とか効果というのをちゃんと確認する。

そこを確認しないで課題ばっかを出してもなかなかうまくいきませんので、どういうことでそういう取り組みができていくのかということを、ちゃんとみなさん同士で共有しながら、新たなステージをより豊かに活用していくということが必要じゃないかというふうに思います。

今日いらっしゃった方の日程を調整するだけでも大変だったと思うんですけども、本当にありがとうございます。(拍手)

また会場のみなさんも、みなさま方のご指導いただきまして、ありがとうございます。

(終)